

1. 議事日程

[令和5年第2回安芸高田市議会 6月定例会第8日目]

令和5年6月19日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文治
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	石飛慶久	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	児玉史則	16番	大下正幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

9番 石飛慶久 10番 山本 優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

市教育長	石丸伸二	副市長	米村公男
総務部長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
市民部長	高藤誠	企画部長	高下正晴
産業部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	中村慎吾
消防部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
教育参事官	近藤修二	教育次長	柳川知昭
財政課長	和田治子	総務課長	新谷洋子
	沖田伸二	政策企画課長	佐々木満朗

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 毛利幹夫 事務局次長 藤井伸樹
総務係長 日野貴恵 主事 實村峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○大下議長 定刻になりました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番石飛議員、及び10番 山本優議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○大下議長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告順といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番 秋田議員。

○秋田議員 おはようございます。13番秋田雅朝でございます。

私は、農業振興という観点から、通告に基づき、大枠2点についてお伺いいたします。

久しぶりのトップバッターということで、多くの傍聴者の方の前のでの質問ということで、大変緊張いたしておりますが、一生懸命頑張ります。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、1問目の質問に入らせていただきます。

持続可能な地域農業の施策展開についてということでございます。

集落営農は、地域農業の有力な担い手となっていると認識しておりますが、現況では、組織の代表者・オペレーターの高齢化が進み、今後の展開を考えるとき、維持していくのが困難な状況にあるのではと私は思います。加えて、米価下落・資材高騰・担い手対策等の困難な課題に対応していくことが、今後の持続可能な地域農業の発展につながっていくのではないかというふうに思っております。そういうことから、次の点についてお伺いいたします。

まず1点目でございます。

現在ある集落営農組織・法人の広域化についてでございます。

市内各町には、集落営農組織・法人が点在していると認識しておりますが、近隣ごとに広域化を図り、困難な課題に対応するために、行政とJAで連携して、仕組み作りを検討されてはと思うのですが、見解をお伺いいたします。

○大下議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 基本的には、今、秋田議員が御指摘くださった方針で考えています。

すなわち組織の広域化や法人の育成などについて、JAと連携して推進していく方針でいます。最も集落営農組織というのは、その名のとおり、基本的に集落単位となっていますので、広域化にはなじみにくいという面はあろうかと思います。

また、先ほどもお話ましたが、構成員の高齢化、それに伴う後継者不足により、経営規模そのものが既に縮小してきておりますので、かなりの工夫が必要だと認識をしています。

○大下議長

以上で、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

方針的にはそのように私のほうが提案というか、述べさせていただいたとおりだというふうに受け止めさせていただきます。

それで、具体的に、少し本市の状況について調べてみたら、2020年の農林業センサスというので、今回も同じ数値が出ておったんですが、農業データということで、農業センサスでは、本市の農業経営体数は1,635経営体あります、うち経営体数は1,580経営体でございますが、団体経営体数は55経営体、そのうち、法人経営体数は43経営体となっており、それから農業集落数は313集落のうち集落営農数は37集落、これは令和3年度の数値ということでございました。

こういうことを困難な課題として、農業者の高齢化や、担い手不足が考えられる中で、こうした経営体数や集落営農数から判断しても、本市における今後の持続的な、持続可能な地域農業が難しくなると考え、その対策として、広域化が必要ではないかというふうに思った思いで質問させていただきましたが、市長、集落営農単位が小さい、規模が小さいということで話がございましたが、改めて、私は、本市の農業の根幹をなすのは、現在では、大型個人農家の方とそれから法人化された組織が、今後生かされてくるんだろうと、いろいろ国の方針もありますけども、そういう方に田畠は使っていただきながら、持続可能な農業していく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、先ほど答弁あったかも分かりませんが、再度、市長は、今後の地域農業の方向性、あるいは在り方をどのように考えていかれて、その課題も含めまして、どういった展開を考えておられるか、再度お伺いしたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

少し御質問が抽象的なところもありましたので、分かる範囲でお答えをしたいと思います。

まず、本市の農業の課題については、先ほど大まかに述べたとおりです。それに対する取組、解決策なんんですけども、これは、やろうと思える人、できるその能力がある人、要は意思と能力ですね。これらを応援していくと、支援していく、これが市の立場、役割であると認識をしています。

現状、既にこの状態が長く続いてきています。そこに対して、もっと

頑張れというのは、これは土台無理な話、そこから何か改善するというのは、極めて困難ですので、そうじやなくて、これまでやっていなかつたところ、そちらに声をかけて促していく。それは、いろんな面での新規の取組があろうかと思います。市としては、こうした新たな可能性の発掘、これを進めていきたいと考えています。

○大下議長

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

新たな取組、こうした人材も含めて取組を考えていくことは、また今後につながるだろうというふうに、私は今、解釈をさせていただきましたが、この質問をさせていただいた元になったものというのが、広域連携という形の中で、集落営農法人連合体というのがあるらしくて、それは何なんだと見てたら、お隣の山口県とか島根県が、こういった取組をされるんですね。それは、あくまでも法人された、法人が主体ですが、それがもっと大きく集まって大きな組織になり、山口県で言いますと、2022年度世帯では、県内の14経営体ができたそうです。それから26年度までに、県全域で24連合体を作っていくという目標を持たれているそうでございます。

で、本市においても、本県においても、JAも広域化を図られて、全てが広域化になっていく中で、課題はもちろんあります。広域が大きくなるほど課題が出てきますが、今後の取組の1つは、こうした広域化を図っていきながら、担い手対策であったり、高齢化対策であったりを進めていくのも1つの方策ではないかなという思いがしております。

そちらあたりを、JAもいろいろ考えていらっしゃいますけども、行政とJAが連携してというのは、そういうことで、そういう農業は長い目で見ると言いますけども、持続可能な農業というのと将来展望というのは一緒ではないと思うんです。少し持続可能な農業というのは本当にどうしたら将来につながっていくのかという考え方をしていくのが持続可能であって、将来展望はひょっとしたら5年のことなのか、10年のことなのか、ということを考えられますんで、だから、JAとも連携をして、農業の専門はJAでございます。そうすると、そことの連携を執行部はしていきながら、うちの市は、それは山口県の今の例のようなことを思ったら全然規模が違いますけども、そういうことを積み重ねていくと、県全域にもつながっていくんじゃないかなという思いでこの質問をさせていただきましたので、改めて、その考え方について、市長の見解を求めたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

さすがにちょっと終盤から、私もどういう質問なのか、先が読めなくなってしまいまして、何ともお答えに窮するんですが、市として言えることは、先ほど申し上げたとおり、新たな可能性を発掘していく、これに尽きます。

既存のものを寄せ集めて何とかしようというのは、何とかなった時代もあったかもしれません、その時代はとうに過ぎました。そのやり方で踏ん張ってきて、結局、それが今、この現状です。もう一旦結論出でています。

ですので、従来やってこなかった方法、今まで考えてこなかった思考、これでもって農業の先行きを考えていきたいと思っています。

○大下議長

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

市長のお考えなので、それ以上私がどうこう言うことではないと思いますが、参考にできることがあればしていただければありがたいかなという思いで質問させていただきました。

次の質間に移らさせていただきます。

2番目の将来について、話合いの支援を検討されてはということでございます。

今後の持続可能な地域農業の発展には、次の世代にどのように農地を残すか、その目標を達成するためには何が必要なのか、などの地域での話合いの場を持ち、地域課題を抽出することも今後必要ではないかという思いから、行政として、仕組み作りの支援を検討されてはと思うのですが、所見をお伺いいたします。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

今お話くださった内容の取組というのは、これまで何回か秋田議員御自身が、たしか質問をしてくださったものだと思います。

従来は、人・農地プランというもので、その話合いの活動の支援というものを促してきました、まとめてきました。ただ、これ自体がなかなかうまくいっていないということで、農水省が新たな言葉を作ってきてています。それが地域計画というものです。

市としては、今後、市全体を網羅するこの地域計画を2か年で策定する方針でいます。その中で対応していきます。

○大下議長

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

今、答弁いただいた地域計画、このことを、実は、今回話をしてみようかなということで質問させていただいたんですが、地域計画は、オペレーターの高齢化、担い手対策では、人を呼び込む仕組み作り、新たな展開になるかも分かんないですけど、人を呼ぶ仕組み作りと農村集落の方向性を加味した集落での話合いの活動の再強化が必要ではないかという観点で、この質問いたしておりますが、元来、集落の農地は、集落で守るを基本理念として取り組まれてきた地域農業という認識の下では、集落や農村解決には時間がかかるだろうというのが常識、ついてまわると思いますが、逆に、話合いをすることで、そのかけた時間とか、丁寧な経過が、集落の結束を強めたり、地域農業の活性化につながるのでは

というふうに、私は考えるわけでございます。

このことが、質問している地域での話し合いの場を持ち、地域課題を抽出するにつながると思っております。

さらには、行政として仕組み作りの支援を検討されてはということでは、集落営農組織と法人等の広域化を図るための話し合いでは、行政が中に入る、間に入るという仕組み作りの支援を行うことで、資源点検活動であったり、オペレーターの課題、各農家の意向を聞く、そういう話し合いの場ができ、しいては、地域農業の活性化につながるんではないかという思いで、検討されてはと伺っております。

そこで、先ほどいただいた、本市では令和5年度主要事業として、新規に地域計画策定ということで、予算計上がしてございます。今、市長も答弁を頂きましたが、内容的には、少し趣旨が違うかも分かりませんけども、具体的には、農業振興地域計画更新ということで考えるならば、先ほどございました令和5年6年の2か年で、こういう計画を立てられるということなんですが、こういったことを決めるための場で、集落で集まって、会合されるというならば、今、私が申し上げた地域での話し合いの場になり得るのではないかということで、そういう意味で、少し意味が違うかも分かりませんけど、こうした話し合いが、その仕組み作りにつながっていくように、行政に中に入っていたらどうかということを提案させていただいておるんですが、再度見解を求めます。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

大変申し訳ないんですが、今の質問は、完全に見失いました。AとBが違うんだけど、Bはどうかみたいなお話だったんですが、すいません、その違いから、こっちとしてはちょっと把握が難しかったので、一旦返しますので、足りないものがあれば、具体的に言っていただければと思います。

もう一度いきますが、この、今お話の中にあった言葉でいえば、集落の問題は集落で解決するんだというふうにおっしゃったんですが、それができなくなってるというのが現状です。なので、まずは、その現状を直視した上で、ほかの方法を探さない。これもまた現実だと思いまして、市としては、現実路線でできることを進めていきます。

○大下議長

答弁を終わります。

秋田議員に申し上げます。

質問の内容が、説明はよく分かりますが、もう少し簡潔に質問をお願いいたしたいと思います。

秋田議員。

○秋田議員

すいません、簡潔でなくて長くて申し訳ないんですが、要は、その地域計画を作るときに、当然話し合いというのが、まず要るわけですよね。

市長おっしゃるように、それができない地域もできてきてるからこそ、そういう場を設けながら、じゃあどうやって農地を守つていけばいいの

かなということを、それが1つの集落営農の広域化につながったらどうなのかなという思いなんです。その手段にしたらどうなのかと。

でも、その地域計画、予算化されている、計上化されてる計画というのは、実はそういうものじゃないとは思うんですが、そこをそういう活用の仕方にしながら、先ほどの広域化の話にもつながっていけばいいんじゃないかなという思いで伺ってるんですが、再度、伝わらなかつたら申し訳ないんですが、お願いしたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

先ほど秋田議員が言われておる地域で話し合いができるにくいところ、できないところ、そういったところに向けて、市、それからJA、農業委員会、こういった組織が出向いて、一緒になって話をさせていただく場を設けるように、考えております。そのために、予算化をしておりまし、2年をかけて、あらゆる場所に出向かせていただきまして、協議をさせていただくということでございます。

○大下議長

以上で、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

2年かけてそういう話をさせていただくということなので、それ以上私はもう言えませんけども、ぜひともお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。3番目でございます。

今後の資材高騰対策についてということでございます。

現況において、農業における資材高騰は、経営を大きく圧迫し、米の価格低下と相まって、持続可能な地域農業の発展を目指す上では重要な課題であり、国の動向を注視しながらの地域農業ではございますが、大型農家も含めて、市としての政策展開について、見解をお伺いいたします。

○大下議長

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

2022年の農業物価指数は、前年度対比で、生産資材が9.3%、肥料が27.1%、飼料は19.4%上昇をしました。また、資材が高騰する中、農作物価格の指数は0.6%の上昇にとどまり、実態が価格に反映できていないことが分かります。

国は、肥料価格の高騰について、昨年度の秋肥と今年の春肥の注文に対し、増加した肥料費に対して、約7割の補填をする対策を行います。

市としては、コロナ給付金を活用し、生産コストに対する支援として、光熱水費に対して、前年度からの増額分の3分の1の助成を計画しています。今後も情勢を見極めながら対応したいと考えております。

○大下議長

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

ただいま答弁いただいた中で、7割の補填を考えているというふうにちょっと伺ったような気がいたします。指標もいろいろ説明していただ

きながら、補填のほうを説明いただいたと思うんですが、国の動向も少し話されましたが、私も質問するので、国の動向をまずどういう動向なのかなということで、いろいろ見てみたけども、生産資材が高騰する中で、農産物価格を適正に転嫁できず、農業や食品産業の持続性が危ぶまれているというのが、今、国の食料農業農村基本法の見直しの方向性だというふうに、まずは認識いたしておりますが、また、農林大臣が、先ほどおっしゃった、秋肥の高騰対策を堆肥下水汚泥と、国内資源を活用した化学肥料を低減する取組を支援する対策を検討するということをうたわれております。

ただ、肥料代の直接的な補填については、肥料の小売価格の動向や、農業経営への影響を見極めて、慎重に判断するという見解を示されておりますんで、市として7割補填の内容的にはそこの資材にも入るのかも分かりませんけども、独自の施策で補填をしていくことが必要なんじやないかなということで、質問させていただきましたんで、そういう取組をされるということになれば、また、本市の状況を見ながら、それをやっていただきたいと思うんですが、今回の補正予算の中で、安芸高田市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業ということで予算計上されて、先ほど説明あったかも分かりませんが、事業で使用する光熱費を支援するということをうたわれており、市内農業経営者は、30者を対象としており、その内訳には、法人等を想定しているということでございます。

補正予算委員会の中でも、農業経営者30者は少ないのではないかというようなことがございましたが、私もそのときそう思ってました。先ほど、一番最初冒頭に、本市の2020年の農林業センサスで、団体経営体数55に対して法人が43経営体ございますんで、これが受付期間は2023年8月21日から12月20日までということになっておりますんで、そこで、30者全部申請されて、まだその申請の余地があるというか、されようとされてる方は、どのように対応されるかなという思いがしたので、再度そこらあたり、結果はまだ出てないので分かりませんが、ひょっとすれば、それよりも増える可能性はあるんじゃないかなという思いをしてるんですが、そこらあたりはどうでしょう。

○大下議長

答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

先日、補正予算の説明をさせていただいたときも、あくまでも見込みの数値として出させていただいておる数でございますので、必ずしも30が上限というものではありません。出てきて修正を頂いたものについて、精査をさせていただいて、増える可能性もあるということは十分考えております。

○大下議長

以上で、答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

では、次の2番目の質問に移らせていただきます。

株式会社良品計画との包括的連携に関する協定についてでございます。

このことについては、実は、傍聴者の方もいらっしゃるので、お話をさせてもらえば、一般質問の通告締切日が5月31日でございました。私は、そのときにこの通告をさせていただき、その後、6月6日付で、先日いろいろ議論された専決処分であったり、改修工事の議案書を頂き、それは周知のとおりの結果になっております。

それで、市長のいろんな答弁も、良品計画出店はほぼなくなつたという状況ということなのですが、今回、この通告しているのは、あくまでも農業振興の観点から、この内容について聞けなかつたので、伺うということで、質問をさせていただきたいと思います。

通告書です。

令和5年4月27日付の協定書に、目的として、相互の連携と協力により、本市の地域課題解決と地域活性化を図るとされ、連携項目が5点か6点ございましたけども、その中の農業に関することについて伺うものでございます。

まず1点目は、地域資源の深掘り・商品化についてということでございます。

安芸高田市産の野菜を、県内の無印良品店舗で販売するという計画が載ってたと思うんですが、その中で、野菜の生産量について、計画はこれからされるのか伺うというふうに通告いたしておりますが、これは、産直市でも野菜を売り、その無印でも売つていただくということになると野菜の生産量ですね、そこらあたりはどうなるんだろうかという思いからお伺いしてみようかと思って通告しておりますが、答弁をお願いいたします。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 当初の計画ベースでお話をします。野菜については、露地野菜も含め、可能性がある農家へ展開を考えていました。その、今のお話ですけども、ベジパークの横の店舗で売るだけじゃなくて、無印の店舗は、全国に展開をされていますので、そちらでも販売が見込めるというお話です。

であれば、当然、その計画の進展次第では、規模の拡大を考える農家も出てくると考えられます。それが、先ほど申し上げた、新たな可能性を発掘する、まさにそれです。

実際、何を根拠に言っているかといいますと、その商品化については実例がありまして、近いところでは、江田島ですね。そこの地域企業と連携して、そこの牡蠣を使ったチャウダーを商品開発し、無印の店舗で販売するという実績がありますので、それを踏襲する形で、安芸高田市においても、新たな取組が実現できると考えていました。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 考えを伺うということなので、そういう市長の思いだったということ

が分かりました。

2点目の質問に移ります。

暮らしの相談窓口の設置予定についてということで、通告いたしております。

出店予定の無印良品店内に新規就農窓口を設置予定とされておりましたけれども、その窓口対応の主体を行政が行うのか、あるいは、一問一答にならないかも分からぬですが、対象者はどのような想定をされていたのか、お伺いしたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

窓口の主体ですけれども、良品計画ということで考えておりました。

対象者ですが、商品化に必要な生産品を耕作していただける方や、有機野菜の生産者、こういった方を想定しておりました。

○大下議長

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

以上のようなことをお伺いして、次、通告というよりは、もう結果が分かっているところでございますんで、今後の大見出しで質問していくように、包括連携協定について、お伺いしたいと思うんですが、今後の協定についてですね。

先日、金曜日の芦田議員の質問もございましたが、答弁としては、協定は無効になるだろう。また、議決後の記者会見で、市長は、市としては諦めるしかない。なお、やり直しというのは、執行部としては現実には無理だ。ということがございましたが、再度ここで、今後の協定についてのことについて、市長より答弁を求めたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

まず、協定の扱いなんですけども、協定は結んだままで、それはそれで残っています。ただ、前提としていた話がなくなりましたので、当然、白紙の状態です。なので、今後、何ができるのかっていうのは、改めて考えなければならないのと、議員のほうから指摘があったとおり、企業の計画を潰しておいて、その企業だけでなく、ほかの企業さえも、その自治体に誘致しようと言ったときに、果たして来てもらえるんだろうかと、非常に悪い印象がついています。もう極めつけだと思います。そうした状態から再起するというのは、生半可なことではありません。ゆえに、前ここでお話ししたとおり、その判断をした議員の皆様はしっかりと責任を取ってくださいとお願いをしています。

○大下議長

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

議決の判断を議会はしっかりと認識して取ってくださいという答弁だったと思います。それで、改修工事は、次の展開する第一歩だという認識の中で、その予算がないと次へ進めないという認識はございますが、あ

くまでも、それを議決するときに、いやいや、改修工事は、修正案修正しなくてそのまま残してくださいという議員と、それから、いやいや、法的にそれは無理があるんですよと。それと、共通認識としたら、この誘致が、市にとって有益と思われてもという意見が、修正案が出された意見の中にもありましたし、逆に、修正案は否決だという人の意見も、その市にとって、この事業は有益性があるから、やってみてはどうかという意見だったというふうに、私は認識いたしております。

私は、将来のいわゆる今回質問しているのは、農業が主体で質問していますので、その進展、そのことが地域の活性化につながるような事業になってほしいという思いがありますんで、先ほど協定自体は残ってるということなので、可能かどうか分かりませんけども、しっかり説明がなかったという理由を鑑みると、もう一回議員ともお話をされて、何とかそういう方向性はつなげることはできないのかなと、今後の農業展開に、つなげることはできないかなという思いで、今質問させていただいておりますが、それ以上は市長の判断と、今後の成り行きだと思いますんで、そうしたことを踏まえた市長の見解を求めて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○大下議長

答弁がありますか。

石丸市長。

○石丸市長

まず、今言及があった専決処分についてですけども、これを行った理由というのは、執行部として全て説明をしました。それについて承認するしない、できるできない、それは議会の判断ですので、もちろん結構です。

ただ、その完了した事象を理由に補正予算を反対するというのは、つじつまが合いません。道理が通っていません。これをなぜ誰も指摘しないのか、新聞含め、メディアもそのあたり、テレビも、十分に指摘しないのが、非常に不思議だなど、不可解だなど感じています。

過去は、もうどうやっても変わりませんので、それで、この先も駄目なんだと言えば、話終わりますよね、議論になりません。

ですので、そういう主張をしてはならないのが、一般社会です。常識です。そういう意味で、執行部が、今途方に暮れてると言っても過言ではありません。

先週の金曜日、一般質問が終わった後だと思いますが、反対した議員の皆さん、8名かだったと思いますが、理由がよく分からないので、どうすればいいのか、話を聞かせてほしいと面談の申入れをしています。

6月28日とかだったと思いますが、それまでに反対した理由ですね、それから、どうすればいいのか教えてもらわなければ、執行部として対応できないと、お伝えをしています。

真に良品計画のこの計画、無印の出店を必要と認められるのであれば、当然、この問い合わせに答えるはずです。出店自体を否定するものではないとか、そういう軽薄な言い訳をする方が多々いらっしゃるんですが、口で

言うのは簡単です。何とでも言えます。大事なのは、やってることです。どんだけ偉そうなことを言っても、行動が伴わなければ意味がありません。その意味で、先ほど議員の皆さんには、責任を取っていただきたいと思いますとお伝えをしました。

専決処分をした臨時会が開けなかった。それが議会として、掌握しかねる。その判断であれば、それについては、誠に申し訳なく思っています。

一方で、執行部には執行する理由がありました。これは立場の違いです。しかし、いずれにせよそれらは完了しています。

その後の補正予算における議論、全く成り立っていないので、改めて、反対した議員の皆さんには、理由、それから今後の対応について、必ずお聞かせくださいますようお願ひします。

最後に1つ。有名な政治家の言葉ですが、イギリスの首相チャーチルがこう言ってました。過去にこだわれば、未来を失う。政治家であれば、当たり前の話です。きちんと理解していただきたいと思います。

○大下議長 以上で、答弁を終わります。

秋田議員。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○大下議長 以上で、秋田議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

7番 山根議員。

7番、清志会、山根温子でございます。

通告に基づきまして、2点について質問をいたします。

まず1点目、人口減対策についてです。

さて、安芸高田市の今月の人口は、2023年6月1日の人口は2万6,812人です。高齢化率は40.7%、さらに、2040年には2万867人、高齢化率は44.9%と予想され、高齢人口が生産年齢人口を上回ると予想でした。特に、農山漁村を中心に人口減少が加速しております。

今回の一般質問では、少子化や、自然減を憂うのではなく、これから地域の将来に向けて、地域産業の働き手、地域の担い手の確保についての市のお考えを伺うものです。

通告書に書きましたとおり、国は地域からの人口の流出の要因、またU・Iターンの障害として、年間を通じた仕事がない、安定的な雇用環境がない、給与水準を確保できていないなどを課題として挙げております。

さらに、この人口減少地域では、地域の農林水産業や商工業等事業者にとっても担い手の確保が課題となるとのことです。

これらの課題に向けて、国が移住者を定着させるための制度的支援を行っていることを知りました。

人口が急激に減少している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援が行われているのです。

特定地域づくり事業とは、マルチワーカー、季節ごとの労働需要に応じて、複数の事業者の事業に従事する、それに係る労働者派遣事業等をいいます。

既に、令和2年に法律が施行され、人口急減法と呼ばれており、令和2年度先行事例調査が行われた後、今年度、令和5年度には82組合、全国でです。85市町村が関わるものとなっております。

そこで質問です。

安芸高田市において、この国の制度、特定地域づくり事業協同組合制度に向けたお考えはないかを市長にお伺いします。

○大下議長 答弁を求めます。

○石丸市長 反問をお願いします。

○大下議長 反問権より先に答弁をお願いしたいと思いますが。

○石丸市長 通告書で分からないので、何か違う言い回しがあるかなと思って聞いてたんですけど。

○大下議長 内容がわからないからということですか。

○石丸市長 最後の一文が分からなかつたんです。

○大下議長 じゃあ、反問権を認めます。

石丸市長。

○石丸市長 一番最後に、制度に向けたお考えというふうに言われたんですけども、それはもう少し具体的に言ってもらってもよろしいでしょうか。

○大下議長 向けたお考えというのは、一体何をどういう観点で聞きたいのかが、判然としませんので、もう少し細かくお願ひします。

○山根議員 山根議員。答弁を求めます。

○大下議長 市長の反問権に答えます。

○山根議員 この制度、令和2年度にもう先行事例調査が始まっています。もう国内でもそれに関わって、入って進めている自治体もいる。県内、詳しく言いますけど、中国5県のうち、鳥取、島根、岡山の3県13市町村が特定地域づくり事業推進計画に入って、もう交付金交付決定されております。令和5年度、今年度は広島県も加わり、4県17市町村となっています。

○大下議長 こういった中で、本市もこの制度に取り組むことは、されないですかとお聞きしておるところです。

○大下議長 答弁を終わります。

○大下議長 答弁でよろしいですね。

○大下議長 石丸市長。

○石丸市長 市が取り組まないのかという質問だったのでお答えすると、まず、この制度は、自治体が主体的に推進する立場にありません。制度の立てつけとしてそう書いてありますので、しっかり読んでください。

○石丸市長 地域の事業者が共同体を設立すると、それで、その上に対する財政支援を国や市が行うという立てつけです。中途半端な聞きかじりの知識をここで披露しないようにしてください。一般質問というのは、議員の方の勉強する、させる場ではないんですね。まず、そこは調べてから来て

ください。

もし本当に、この制度に御関心をお持ちなんであれば、ここ大事なところです。本市においては、2020年12月に、もう2年半前です。熊高議員が呼びかけ人となって研究会が開かれています。もし、真に御関心があるならば、熊高議員にお願いをして、研究されてみてください。ちゃんとお願いすれば、それをむげに断る方ではないと思います。

○大下議長

答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員

立てつけが、市が入るべきだものではないと言われております。ただ、中身をもっと正確に言われたほうがいいと思いますが、これは、国が入ってる制度です。国、そして県、そして市が関わらなければ動かないようにしております。地域が動いて、初めて成り立つ事業ではあります。それは、組合を設立しなければいけないから。でも、その裏側には、しっかりと国と県と市が関わって、市も支援をし、国と市でしたかね、助成金を出すようになっております。全く市が関わってないわけではございません。そのところを抑えて、今回お聞きしております。

で、同僚議員が研究会をされているそうですが、これは、まずは組合を作ること、そこに一番力を入れなければいけない。地元の事業者たちが、どういう形で、働き手、担い手を求めているか、そういう求めている事業者たちの集まりで、組合が作られ、その組合が担い手を受け入れて、そして動くものです。そのために、市の動きも必要であるというところで、私は質問しているところでございますが、市長、少しお分かりになりましたでしょうか。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

大変申し訳ないんですが、山根議員が分かってないんだなというのがよく分かりました。

よろしいですか。事業者があつて初めてではなくて、事業者ありきなんです。そこが出発点です。国や県や市が騒いでどうにかなる話ではないんです。

事実、この設立を支援する団体があります。県の中にも。そこに、いろいろ、ヒアリングをしています。課題としては、このように挙げられています。

市町村が旗を振った場合、どうしてもやらされ感が出ててしまう。それが駄目だと、はっきり当事者の方が認識を示しています。

で、実際、今、数を御紹介されましたが、その中でも運営が軌道に乗ってるところが少ないと、各組合とも苦労している様子が伺えるとまで言われています。ですので、まず、この問題を本当に何とかしたいんであれば、きちんと勉強して、そして、改めてここで問うてください。

○大下議長

山根議員。

○山根議員

市長は、よくよくこの事業について、勉強していただいたんだなと思

いました。だからこそ、市のお考えを一番初めに伺ったわけで、そういうお考えであるなら理解をいたしました。

それでは、2点目に入ります。

○大下議長

一般質問の途中でございますが、大方1時間になりますので、ここで11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続けて、一般質問をお願いいたします。

7番 山根議員、お願ひいたします。

○山根議員

それでは、引き続き、2点目に入ります。

広報あきたかた「市政の動き」について、お伺いします。

広報あきたかたの「市政の動き」は、令和3年10月号から、「市民の市政の動きを知りたい」という声を受け、議会とのやり取りを中心に紹介し、『市政の見える化わかる化』を進める考えです。」とのことで、掲載が始まりました。

しかし、掲載当初から否決された議案や議会や議員、さらには報道機関に向けた市長の恣意的で、一方的な解釈による批判や主張に紙面が割かれきました。

「為政者の思惑で、恣意的に広報が扱われることは、広報の役割に大きな影響を与え、地域住民に正しい情報を伝えることになりません。」と、私は反対討論で申し上げております。

昨年、令和4年9月の一般会計決算認定（第1号）を、議会は不認定といたしました。

しかし、不認定に対する執行部の対応は見られず、その後も毎号、広報誌を恣意的に利用し、自分の意に沿わない議員や議会などを対象とした一方的な批判や主張を続けておられます。

市長は、昨年の決算不認定をどのように受け止められているのか伺います。

○大下議長

答弁を求めます。

○石丸市長

反問権。

○大下議長

石丸市長、反問権よりかは、今の質問に先に答えていただきたいと思います。

○石丸市長

答弁するに際して、前提を確認しないと、答弁難しい。

○大下議長

質問の内容が分からぬということですか。

○石丸市長

はい、抽象的な部分があります。

○大下議長

はい、じゃあ、反問権を認めます。

○石丸市長

この場でもう10回ぐらい言ってるんですが、根拠のない批判は誹謗中

傷です。決算の討論でも同様に、何が恣意的なのか不明なまま、一方的な主張を御自身がされています。

ですので、どこがどう恣意的なのか、具体的に指摘をしてください。どれか1つでも結構です。なお、市政の動きにおいては、厳密に描写をしています。

例えば、直近で言えば、4月号、山根議員が委員長をされてるときに指摘した以来、続いている委員会の調査の不備、これを繰り返している。これは事実です。

2月号においては、山根議員が、一般質問のルールを2度も無視した、これも事実です。このように、何がどうなのか、明らかにしてから批判するのが議論です。

可能な範囲で結構ですので、どのように一方的で恣意的なのか、御説明をまずお願いします。

山根議員。答弁を求めます。

それでは、先ほど、市長が言われたことについて、御説明いたします。ちょっとお待ちください。

4月号、規則違反を繰り返す悪質な運用の中で、先ほど言われたこと。事実ですと言われたことが、山根委員長によって同様の不備が発生しましたと言われております。

これについて、具体的に説明します。求められましたので。

2021年10月、まず、「当時の山根委員長へ厳重注意を行った経緯があります。」と書かれています。私は、市長から厳重注意を言われたことはありません。さらに、それはなぜかというと、そもそも議員に対して監督権を持っていない市長に厳重注意などは許されておりません。できないことです。

そして次、11月。宍戸議長とともに山根委員長が釈明された。再発防止を、その後に書面でも説明を求めた、回答しないということですが、2021年11月、ちょっと長くなります。11月5日に市長室に、宍戸当時議長と一緒に参りました。それは、委員会には全く説明がないまま新聞に掲載された美術館の休館と八千代B & G海洋センター改修見送りについて、市長の説明を求めたいと閉会中の調査として、出席を求めたものです。市長が、11月11日には東京に行かれ、B & G財団に行かれると聞いたので、10日に委員会を開催し、その中で説明を求めたいと、委員の総意です。

これについては、全国市議会議長会にも問い合わせ、一般的には、特定事件の内容が伺える程度の表記でよいと考えられるけれども、安芸高田市の総務文教常任委員会が申し出た内容は、他市の事例でも見られるものであり、間違ったものとは言えないとの見解も頂いております。

そういう中で、説明を求めましたが、市長は「個別具体的ではない。だから不備だ。」と言われて、説明をされませんでした。

この個別具体的でないについては、先ほど全国市議会議長会に問い合わせ

わせ、他市の事例でも見られるものであり、間違ったものとは言えないという見解を頂いて、それも、市長には11月5日に説明をしております。

その中で、個別具体的でないことを、不備だ、不備だと言われ、回答しないとまで言われました。私は、「委員会で協議しなければ答えることはできない。」とお答えしました。

それについて、本当に何日もたたないうちに、公文書でまだかまだかというようなことを言わされましたけれども、12月、委員会において、これについて、失礼いたしました。委員会の前ですね、定例会の前に、議会運営委員会がございました。議運において、協議することになりましたので、ちょうどそれを協議している中で、令和3年12月16日の総務文教常任委員会において、市長は、その開会の挨拶の中で、「まずとても大事なことですが、先日、委員長が継続審査の不備について、委員会で話をしてくるとおっしゃいましたが、その後、報告がありません。つきましては、速やかにご対応を改めて要請します。」と発言されました。これに、私はしっかりと答えております。「閉会中の継続調査の申出は、議決事項であるため、全議員が共通して認識する必要があり、議会全体として調整する必要があるとして、議会運営委員会で協議することとされました。現在、議会全体として対応しております。」と。

また、私に市長が出された公文書、これ委員長宛なんですけれども、委員長宛の公文書11月8日付を拝見しました。11月5日に行って、もう8日には公文書を頂きましたが、宛名が議長宛でなく、法的効果が生じません。私がそれを開いてみたのは、1週間から2週間たってからです。事務局がその対応に苦慮しておりました。

「議会としては、回答しないとのことです。議員必携にも書かれておりますように、議会として、議会の代表は議長です。議長宛でないと、勝手に聞くことも、本当だったらできないものです。議会としてのルールを守っていただきますようお願いを申し上げます。」とその委員会の冒頭の市長挨拶に対して、答えております。

これが事実と違うというところでございます。ほかにも、何点か挙げますか。よろしいですか、もっと挙げましょうか。

(発言する者あり)

○大 下 議 長

待ってください。

山根議員に申し上げます。

石丸市長からの質問は、恣意的なところはどこかというところなので、そのところだけを簡潔に。恐れ入ります。

○山 根 議 員

先ほど言った中に、恣意的なところはたっぷりはまり込んであると思いましたが、それをより分けることができないと言われるとおかしいですなと思いますが、まず2021年10月、この厳重注意、私は受けたことはありませんし、市長に、議員に対して厳重注意を行う権利はありません。そこが恣意的です。

2点目、山根委員長は回答しないままと、これ市政の動きの4月号です

ね、16ページに書いておられます、回答はしております。それを回答と受け止めておられないところが、受け止めいらっしゃるんだろうけど、受け止めようとされない。それが恣意的です。

以上、一応2点あげました。

○大下議長

答弁を終わります。

石丸市長、答弁でいいんですか。反問権の続きですか。

いえ、答弁です。

答弁ですね。

では、答弁を許します。

石丸市長。

○石丸市長

まず、でたらめが過ぎるのでびっくりします。どれだけ思考回路をつなげたらそんな曲解が可能なんですか。

石丸市長に申し上げます。

あくまでも答弁でありますので、批判はやめてください。批判するような言葉ですよ、今のは。

批判は、答弁の中に含まれないんですか。

含まれませんよ。批判は批判ですよ、あくまでも。

それは市の見解としてですよ。

市の見解ではありません。答弁ですから、質問者に対しての。

では、聞いておいてください。答えますので。

今恣意的とおっしゃった点については、事実と全く異なります。

継続調査のやり方そのものが間違っているという説明をしたんです。それについては、ようやっと今回の定例会で初めて見直しをされ、ちゃんとした手続を踏まれたやに聞いています。すなわち、それまではそうやってなかつたんですよ。ルールにのつとつなかつたんですよ。じやないといと、今回変える理由にならないですね。これが、まず1つ事実です。

市長が厳重注意をした、これ書面送ってますよね、当人に。後で事務局確認としてください。

権利がないと、よく分からぬことおっしゃるんですが、権利はあります、当然に。

例えば、前の宍戸議長が、宍戸議長だったかと思いますが、私に何か勧告のようなものをされました、あれも法にはのつとつません、が、議長の権利として行使されました。当然、執行部の代表が、議会、その構成員議員に対して注意することは可能です。

そして、勘違いしているので、おかしいですよとこれも言ったんですが、議会の代表者が議長、それはそのとおりです。ただ、それは議会の中の仕組みであって、執行部から、全て議長に通さないと話ができないなんてことはありません。議員個々と相対することが可能です。ほかのことでそうやってますから、事実として。

その意味で、委員長ないし議員に対して、間違つてますよとお伝えすることの何も悪くありません。これがまず事実です。

そして、今、全て自分のほうに矛先が返ってきてるのでまず御自覚いただきたいんですが、私は、常に自分の意ではなく、ルールに沿って判断をしています。ルールに沿っていない議員の言動を、それに限って批判するようになっています。

広報誌の中に載せた名前で言えば、石飛議員、新田議員、武岡議員らについては批判をしますと、しました。その内容について、異議申立てがあるんであれば伺いますと、そこまで言って、面談の申入れさえしています。したがって、一方的などという表現は、合いません。一方的などという評価は成り立ちません。

この答弁についても、異議があるんであれば、直接お伺いしますので、この一般質問終わり次第、直ちに申入れをしてください。逃げないでください。そこまでおっしゃるならば。全て記録して書面に残して、つじつまがどこが合ってるのか、どこが合っていないのか、それを御説明しましょう。

最後ですが、決算の認定、不認定についての質問でした。これも山根議員御自身がおっしゃったコメントから引用しますが、「実質単年度収支の赤字、これが5年も続くと、議会として大変です。」と。「責任を取らなきゃならねばならない。」と、山根議員御自身がおっしゃっておきながら、5年間赤字を承認してきた議会の判断ですので、その程度の判断なんだろうと評価をしています。

○大下議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 もう、まずここで質問をし、答弁を頂いてるので、これが終わった後、来てくださいって言われて、行く必要はないと思います。逃げるんじゃありません。ここでしっかりと質問をし、お答えを頂きます。

まず1点目、継続調査だって言われますが、2021年11月、あのときは市長は、個別具体的でないからいけない。そこですよ。市長が押さえられたのは、今までの議会は、閉会中の調査に対して、網羅的に、私がやったときには、総務文教常任委員会、20個ぐらいの調査事項、毎回、定例会の最終日に議決を頂いておりました。それが網羅的、その中にでも、この場で、しっかりと市長に求めた事項は、教育委員会が持っている施設についての美術館と、そして、B&G海洋センターが入ってる案件について、お伺いしたところでございます。

それが、個別具体的でないと言ってはねられたのが市長です。今、あのときに継続調査の件を出されてはいなかつた。それが1つ。

それから…。

○大下議長 山根議員。

通告よりちょっと話が反れるとるように思いますんで、よろしくお願ひいたします。

○山根議員 いやいや、反問権に。答弁ですね。

○大下議長 反問権じゃないです。

○山根議員 答弁に対して、答えも入れながら、しようと思ったんですが、可能ではない、市長が議員に対して、厳重注意をすることは可能だって言われるんですが、監督権は執行部にはないはずです。これは、ちゃんと確認をしていただきたいと思います。

二元代表制ですから、別物です。議会と執行部は。そのところにおいて、厳重注意を市長から行われることを私は今まで1回もなかつたし、今後もないと思います。

さらに言えば、この…。

○大下議長 休憩しましょうか。

○山根議員 すいません、ちょっと休憩してください。

○大下議長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時24分 休憩

午前11時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続けて、質問をお願いいたします。

山根議員。

○山根議員 市長が最後に言わされた、単年度収支赤字、それが不認定の理由だと、私が言わされたように言わましたが、不認定の件に戻ります。

地方自治法で、単年度収支の経済的なことを、あの財政的なことを、私は不認定の理由として挙げておりません。ちゃんと議事録をお読みになってください。

地方自治法第233条において、市長は議会が不認定の理由を示した場合、否定された問題について、市長が必要と認める措置を講じたときは、速やかに措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないとあります。

今年度に入っても、相変わらず、いまだに市長は、措置を講じておられません。これは、説明責任を果たさないまま今日に至っているということです。説明責任を果たされる市長であれば、措置をされるお考えはおありだと思います。措置を講じられるお考えはありますか、伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、順番に指摘をしていきます。

最初は、とぼけているらっしゃるのかなと疑ったんですけど、本当に理解はされてないようなので、もう一度お伝えしますね。

継続調査の不備については、それが、個別具体的にならないと言ったのはその後に続くからです。調査の手法、調査の期間等々を、明確に定めて、そもそも調査が始まるんです。始まっていないものを、継続調査しようとしてる、してたわけです。それは不可能ですよと不備を指摘しました。それに対して、適切な、まず理解がないですし、ゆえに、今回

まで対処がなされていませんでした。

今回、3回、4回目にしてやっと、定例会において、各委員会の調査が、恐らく正しく行われるんだろうと期待をしています。私が指摘をした結果、やっとです。不備が正されようとしています。

その観点で、私は、先ほど来説明をしていますが、何が一方的で恣意的なのか、よく分かりません。一方的だとおっしゃるんであれば、異議があるなら、来て説明をしてください。あまりにもでたらめな主義主張をされるので、こっちは困惑しています。意味が分からないと。

ゆえに、対処のしようがありません。そこまでおっしゃるなら、それこそ御自身の説明責任として、きちんと説明をしてください。でなければ、執行部として、当然対処できません。後ろで、先川議員がまた笑ってらっしゃるようなんですが、非常に真面目な大事な話をしています。

あ、ごめんなさい。単に私語でしたか。失礼しました。慎んでください。喋るの。

○大下議長 市長、ちゃんと説明、答弁をお願いします。

それと、答弁漏れがあると、議長は思います。

市政の動きについての不認定をどう受け止めているかという質問があつたと思うんですが。

今、私触れましたね。

いやいや。

もう一回いきましょうか。

もう一回言ってください。

じゃあ、重ねて不備についてもお話しすれば、今までに、誤解が、大体理解できましたから大丈夫です。山根議員の発言から、勘違い、思い違いが確認されます。私がその前で言ったのは、実質単年度収支が5年赤字。それを承認してたと言っただけです。それが、不承認の理由だとは一言も言ってません。勝手につなげて話を作らないでください。これを恣意的と言います。よろしいですか、これが恣意的です。

ゆえに、私が今、広報誌の中で説明している私的な要素はないというふうに評価をしています。

恣意的とおっしゃるんであれば、前後関係含め、きちんと取つてつけた言い訳じゃなく、分かるように示してもらわなければ、対処ができません。これが執行部からの答弁です。

○大下議長 答弁を終わります。

山根議員。

議長、私の時間を使って、市長の答弁漏れをよろしいんですか。私は措置を講じられるお考えはありますかと伺っています。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

文脈は読み取れないというふうにおっしゃるようなので、しつこいようなんですが、順番にいきますね。

ルール上、執行部は対処するようになっていますが、対処ができない、していないんじやなくてできない。なぜならば、その一方的だ恣意的だという、この主張が意味が不明で分からぬから当惑している。執行部として対処ができないとお話をしました。

であるなら、議員が真にこの問題を解決しようと本気で思うなら、まずは、話の中身が分かるように説明をしてください。今、たったこの短い間の中でも私は反論をしました。全く一方的にでもなければ、恣意的でもないと、事実に基づいて淡々と、描写しているとお話をしていますので、まずは説明責任を果たしてください。

○大下議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 説明責任を果たしてくださいと言ったら、説明責任を果たしてくださいと返ってきましたが、恣意的だと言っても恣意的でないと言われます。

しかし、市民の方も御覧になつたら分かるんですけど、広報あきたかた、市政の動き、これに、毎回、何名かの議員の名前が出ます。そして、その議員たちは、いつも批判されています。

その方々は、どういう方々かというと、ほとんどが、市長に批判的な方々、はっきり言えば、清志会の議員です。そういう中で、恣意的でないということが言われるでしょうか。

さらには、今回、4月号16ページに、委員会の運営における重大な不備というのがあります。これちょっと私は理解できないんですけども、産業厚生委員会においては、「閉会中の調査に関して、およそ形式を成していなかつた事実が判明しています。」とまで、法律に違反しているとまで書かれておりますが、これについて、分かるように、どういう形式を成していなかつたのか、そして、それが、産業厚生委員会だったのか、お伺いします。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 人の話をですね、私もだんだん疲れるので、1回で理解していただきたいんですよ。今、産業厚生委員会の不備については、さっき説明しました。あれが中身ですよ。重大な不備、調査を継続するという話なのに、そもそも始めてないのに継続しようとしていた。その中身についても、調査の目的、方法、期間、これが定めてなかった。いいかげんなやり方でやってますよね、これを重大な不備と指摘したんです。これ2回目です。今日言うの。

○大下議長 答弁を求めます。

山根議員。

○山根議員 これ、いつの定例会のことを言われてますか。お聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 その広報誌が出た直前の継続調査です。

- 大下議長 答弁を終わります。  
山根議員。  
○山根議員 はつきりいたしました。3月の定例会。産業厚生常任委員会は閉会中の調査を上げておりません。  
ということで、これは、閉会中の調査に関してのおよそ形式をなしていなかった。この定例会では、市長からの申入れもあり、事務局もそれを説明したので、私の産業厚生常任委員会では、所管事務調査も行わず、さらに、閉会中の継続調査に当たるものも、申出書も出しておりません。御確認ください。  
そこへ持つていって、閉会中の調査に関して、およそ形式をなしていなかった。これは、あり得ないはずです。
- 大下議長 答弁を求めます。  
石丸市長。  
○石丸市長 私、今、直前だと言ったんで、そこじゃなくて12月を指すんじゃないですかね、ここでのそれは。先月の、いや、これを読みながら答えたんですか、私もこれに書いてあるとおりですと言ったんですよ。  
3月の下旬に出る4月号で、先月の広報誌でと書いてあります。そしたら、先月の広報誌は、3月号で2月の下旬に出ます。その時点で言ってるとしたら、その前の定例会としたら12月じゃないでしょうか。でなければ、私書かないです。
- 山根議員 議長。  
○大下議長 ちょっと待って。答弁を求めます。  
石丸市長。  
○石丸市長 これについて、事務局ちょっと正確に把握してもらっていいですか。ここで事実の認識が違ったままで議論できませんので、私は、今これを改めて読むと、その直前の定例会というのは、12月で、その段階においての継続調査について、これおかしいと、だんだん記憶はつきりしてきましたけど、1月になって不備を指摘したんじゃなかったでしたっけ。書面に出しているはずなんで、ちょっと見てもらっていいですか。
- 石丸市長 1月の下旬とかで出しますね。12月の下旬か1月入ってから。  
○大下議長 確認のため、ここで11時50分まで休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午前11時39分 休憩  
午前11時50分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて、山根議員より質問を受けます。  
山根議員。  
○山根議員 先ほど重大な不備についての話をしましたけれども、これについても、12月の時点では、個別具体的にと言われながら、今年に入りまして、急にしっかりと調べられたんだと思いますけれども、閉会中の調査、事項

について、もっと手續が必要ではないかというような申入れをされていたのを、今事務局と伺いました。

そんな中で、議会としては、しっかりとそれを、あの真摯に向き合つてやった中で、産業厚生委員会としては、閉会中の調査は行っておりませんし、申入書も出してない状況でございます。

その中で、形式をなしていなかった事実が判明しているんだと言われること自体が理解できません。これについては、市長が考えて、こういう文書を出されたのか、お伺いいたします。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、何をおっしゃるのかなと思って、注意深く聞いてたんですが、びっくりしました。文書を確認されたんじゃないですか。2月28日付の文書で、閉会中の継続調査における重大な不備について、令和4年12月16日の委員会で決定されたと書いてありますよ。これが事実ですよ。

このときから、適切に手順を踏んで調査していないですよねと、この前からもですが、言ってるわけです。それが広報誌の3月号や4月号、ですので、2月下旬、3月下旬に発行されたものに載ってる。全て事実です。大丈夫ですか、本当に分かんないだったら、事務局にもう一回確認するなりしてください。全く質問として成り立ってませんので。

○大下議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 12月のことを言われますけれども、この12月っていうのは、その前回のときに市長が指摘した、11月5日に指摘された個別具体的なものを中に盛り込んでやったものが、委員会の中で定着し、それで、11月に委員会の方向性が変わりました。その中で、12月を迎えたということです。

そんな中で、ただ、その中身が、と言われますが、閉会中の継続調査については、それが動き出して初めて、また具体的なものを改めて出すような流れが、今までできておりましたので、そこに使って、不備だ不備だ、法令違反だと言われることは、執行権の侵害になってるわけではないんですね。議会として、動き、まとめ、そして進めていくことです。そのところの理解がなされてなくって、こういう言葉で表せること自体がおかしいと申し上げてます。

さらに言えば、3月の時点で、閉会中の調査の準備をしていたのは、もう1つの委員会です。そちらの委員会は、その中でも、進めていく中で、市長において、形式をなしてない、問題があるとして、閉会中の継続調査は断念されました。取り下げられました。そこの事実が判明しているということを言われるとしか、私には考えられません…。

○大下議長 山根議員に申し上げます。

この閉会中の継続調査については、ただいま事務局とも、今の修正をしている中でありますので、もうこの質問からは一旦離れていただけたいというふうに思います。お願いいいたします。

○山根議員 まだ市長は、私の質問に、端的に措置を講じられるお考えはありますかに、はっきりと、端的に答えられてないんですけれども。はっきりとしっかりと、端的に、いつも市長が言われてるよう答えてください。措置を講じられますか。られませんか。理由はいいです。されるかされないかで答えていただきたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、議長から説明があったとおり、不備を、現在、議会は修正中です。よって、不備は確かに存在しました。これをまず、市民の皆さんには広く正しく理解をしていただきたいと思います。あったことをなかつたようにしないでください。そこからゆがむんです、全てが。

その意味で、お答えするんですが、何が不備だった、何が恣意的なのか、一方的なのか、分からないと申し上げてるんです。

決算を不認定する理由が定かじやないので分からぬ。ゆえに対処できないと言ってるんです。

この状況を解決するには、その不認定をした当事者の皆さんに、こうこうこういうところが理由なんだと、明らかに説明してもらわねばならないんです。

なので、まず第一に、その当事者、山根議員はもちろん含みます。きちんと説明をしてください。でなければ、執行部は対応ができません。

○大下議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 説明を説明をと、説明を求められますが、不認定になったのは、それなりの根拠があったからです。

簡潔に言えば、この市政の動き、個人名を挙げて批判する。中身的には根拠がない。一般の方々が見ても、これは何を言われてののかっていうのが分からないような中での、本当に、これ自体が恣意的で、個人を誹謗中傷するものであると受け止めております。

今回、この不認定は、議決されたことあります。それに説明は要りません。説明を求めるんであれば、自分のやっていることを見直してください。そこに答えがあると思います。

そういうところで、どこまでいったか、ちょっと分からなくなってきたが、市長に最後、改めてもう1回お聞きしなければいけないようになってきてますが、同じ、こういう私に対しては、市長は、2021年の11月から離れてくださらないんですよね、私が何回答したと言っても、今回の4月号にも、まだ回答していないというふうにされますが、そのところは、今日、説明いたしました。同じところで足踏み状態をせずに、前に進んでいただきたいのですが、いかがですか、市長、前に進んでいくには、市政の動き、しっかりと、その措置についても、今申し上げたように、議会は不認定を出してます、議決してます。それに対して、御自分でお考えになって、自分が市政の動きにどういうことを書いてるか、

そして、誰を対象にして、どういうことで批判し、何をつづっていったか。それを全て見直しながら、措置について、応じられるかどうか、お考えいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

理解をされてないという現状がよく分かりました。個人の名前を挙げて批判することの何も悪くありません。当たり前です。まだ理解してない方いらっしゃいませんね。

個人の名前を挙げて批判しなければ、どうやって批判するんですか。誰かが悪いって言うんですか。そんなことはあり得ません。そう思いませんか。不可能です。誰が、何をどうしたのか、言ったのか、その是非を問うのが議論で、批判です。ゆえに、私は、毎回、厳密に個人を特定し、その言動について、批判をしています。

山根議員もですし、先日、先川議員も個人攻撃だとよくおっしゃるんですね、個人攻撃の意味を誤解されています。個人を攻撃するのが駄目と、もしかしたら思われるかもしれないんですが、そうじゃないです。定義が間違っています。そうだと思ってたでしょ、きっと。そうじゃないんですよ、個人攻撃というのは。

パーソナルアタックというのは、人格です。パーソナリティを攻撃するのが個人攻撃なんですよ、人格攻撃をやっちゃいけない、これは当然です。それこそ、武岡議員がおっしゃってた、市長の人間性を疑うというような、これ市民の方に言われたんですが、これが個人攻撃ですよ。人格攻撃、これを言っちゃ駄目なんです。

一方で、武岡議員がそのように発言してた。これは正当な批判です。事実ですから。言動に対して是非を問う。これが正しい批判です。その観点で、もう1回お伝えしますが、この広報誌、市政の動きに限らずですが、細心の注意を払って、情報を取捨選択しています。何回も私は度々都度読み返すのですが、いまだに事実と異なったというものは、単純な表のエラー等を除いて、内容については、一点の誤りも認めていません。それほどまでに自信を持ってます。ゆえに、どこがどうおかしいのか、具体的な批判が可能であれば、お願いします。できないんがあれば、黙っておいてください。

○大下議長

答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員

一旦言うのを忘れるところでしたが、市長がしっかり言ってくださったので思い出しました。

市政の動き4月号、主な動きの中に、2月3日から2月28日まであります。2月28日は、委員長への書面通知、山根委員長に対して閉会中の継続調査における重大な不備について指摘。その次5月号、主な動き、ここにも2月28日が入っています。3月1日からずっと下に行くと、3月23日の後に、また2月28日が入っております。委員長への書面通知、山根委員長

に対して閉会中の継続調査における重大な不備について指摘。月が変わっても、最後に入れて、これこそ誹謗中傷ではありませんか。市長に伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 誹謗中傷であるわけがありません。今お伝えしたとおり、単なる事務ミスです。そしてその事務ミスですら、今のところこの1つだけです。単に表の更新で一行消し忘れただけです。これが誹謗中傷に当たらないのは自明です。おのずと明らかです。

なぜならば、ここに書いてある内容自体は事実です。これによって、何の名誉棄損も生じなければ、侮辱にすらなりません。全ては行った、これは、山根委員長、その方の責任ですので、誹謗中傷には当然当たりません。

○大下議長 答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 という市長の答弁を聞いて、私の一般質問を終わります。

○大下議長 以上で、山根議員の質問を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

10番 山本優議員。

○山本優議員 10番、清志会、山本優でございます。

通告に従って、一般質問させていただきますが、一般質問に入る前に、私の通告内容について、思い違いがありましたので、1件取り下げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

内容については、2番目の通告ですが、新聞報道で市長の選挙費用の未払いについて、大きく報道されたことについての質問です。市民の関心が非常に高く、市長にその内容について、説明責任を求める内容でありましたが、報道後に、市長が、控訴されたということで、この案件は係争中ということになりますので、係争中の内容については、関与できませんので、この内容についての質問については取下げといたしました。

それでは、通告どおり質問させていただきます。

まず、大枠、指定管理について質問します。

市長が掲げる財政対策として、令和5年度予算で、大幅な削減がなされた各団体においては、今後の活動に大きな影響が出てくるものと思っておりました。

まず、安芸高田市観光協会解散という結果が出ております。

しかし、新年度2か月が経過し、令和4年度の決算が報告される中で、昨年と同様に光熱水費の極端な高騰が、運営に大きく影響が出ている状況と聞いております。

今年度も、6月から中国電力も約30%近い値上げの発表がありました。

今年度、大幅な削減をされた団体は、事業を縮小して運営を進めていくしかなくなっていると思います。市民の雇用にも影響が出ています。赤字運営では、事業に行き詰まる可能性も出てきていると思います。

そこで伺います。

1点目、これからスムーズな運営を確保するため、財政支援、昨年度の光熱水費の高騰で、補正予算を組まれましたが、指定管理料をカットされたが、そのような財政支援の考えはおありでしょうか、市長に伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

○石丸市長 反問権。

石丸市長、反問権とは、どういう意味でしょうか。

○大下議長 質問の中身において。

○石丸市長 が、分からぬということですか。

○大下議長 不正確ではなかろうかというところと、描写がよく分からぬところがあつたので、それを確認したいです。2つあります。

○石丸市長 ほんじゃあ、反問権を許します。石丸市長。

○大下議長 まず1つは、通告文のままを読まれたと、私も今認識をしてるんですが、令和4年度の決算が報告される中でというのは、令和3年度かなと思ったんですが、それでよろしいでしょうかというのが1つと、もう1つは、スムーズな運営とあるんですが、スムーズな運営とはいかなるものか、もう少し、もし補足が可能であれば、詳細に御説明をお願いします。

○大下議長 ただいまの反問権に答弁を求めます。

○山本優議員 山本議員。

○大下議長 令和4年1月1日から令和4年12月31までの決算報告書が出ております。それから、スムーズな運営というのは、スムーズな運営いうたら、市長、スムーズという言葉がお分かりにならんですか。通告は1週間前にしとるわけですよ。議会始まる前に。分からんかったら、調整すればいいじゃないですか、その時点で。ここで言われたら、この時間の無駄ですよ。その辺は、配慮してから、市長も反問権使ってください。

○大下議長 以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

○石丸市長 石丸市長、続いて答弁をできますか。

○大下議長 よく分からぬままですが。

○大下議長 答弁を求めます。

○石丸市長 石丸市長。

○大下議長 まず、1つ目の反問については、令和4年、昨年とおっしゃったんですが、昨年の1月から12月分が出てる事業者のお話に限定されたという

ことで理解をしました。令和4年度といいますと、もうちょっと期間がずれたりしますのでどうかなと思ったので、念のため確認をしました。

スムーズな運営のところについては、結局お答えがありませんでしたので、こちらとしてはよく分からぬまま答弁をせざるを得ません。これについて、何かこちらに過失があるような言い方をされるんですが、そうした質問を、曖昧な質問をされる議員の責任が、当然一義的に問われますので、その点は御留意をください。

では、よく分からぬ上で御説明しますが、まず、不正確な描写があったので、指摘をしておきます。理解を正しておきます。

観光協会の話があつたんですが、これは中国新聞の報道等でもその話が出てました。よって、誤解されている市民の方が多いんですが、まず、なぜそもそも指定管理料が減額されたかです。きちんと理由を持って減額をしています。

これまで、観光協会の経営改善にいろんな手法で、関与してきました。その最終局面として、指定管理を見直すと、その妥当なラインを探ったところ、決算ベースで、協会は繰越額が800万円ほどありました。800万円手元にあるんですね。なので、そこに対して、今まで1,400万円毎年入れてたんですが、800万円はあるので、これを除いた額ということで700万円前後ですね、これを指定管理料にします。1,400万円から確かに半減なんですが、半減した理由は、ここに800万円あるからです。

ゆえに、理屈の上で、補助金が減額したことによって、事業が継続できないというのは起こり得ないはずです。そのように確認をして、事務局と協議をして、指定管理料を決めています。なので、なぜこのような言説が出てきたのか、それがまかり通ってるのか、執行部としては非常に理解に苦しんでる状態です。

中国新聞を中心に、根拠、裏を取らない報道をされると、非常に迷惑なので、気をつけていただきたいなと思います。

質問についてですが、スムーズな運営は、よく分からぬままなんですが、そもそも論だけお伝えすると、指定管理者制度というのは、民間の事業者の活力を行政に取り込むのが目的となってます。よって、事業者の経営努力が最優先であり、今、お話をあつた市の財政支援というのは最終手段です。そして、その最終手段であるがゆえに、厳密に取り扱わなければなりません。

○大下議長 以上で、答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員 削減した理由を聞いとるわけじゃないんです。昨年度、神楽門前湯治村とかたかみや湯の森、電気光熱水費なんかは足らないからと800万円とか600万円補正を組んだ現状があります。

またこういう中で、今年、電気料金が値上がりしている中で、また、大幅に資金が足らなくなるという状況は目に見えとったはずです。

最終手段だと言われましたが、最終的には、じゃあこの赤字補填、光

熱水費とか足らなくなったら、最終的には財政支援でするということでおろしいですね。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 よろしくはありません。

その時々の状況に応じて、個別に判断をします。一律的な方針はありません。対処はありません。

○大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員 その時々の状況判断でやると言われたら、指定管理を受けた業者団体は、その時点での撤退か廃止か判断するしかないと思うんですが、そういうことが起きれば、市民生活とか、そこの雇用問題とかに大きな影響が出ると思うんですが、その辺についてはどうのように考えて、そういう判断されるんですか。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 当然ですが、損失は最小化し、利得を最大化するように判断をします。その意思決定判断をするために、指定管理者制度というものは存在します。それを考慮しなくてもいい、する気がないんであれば、直営でずっとやっていけばいい話です。そのようには安芸高田市、ずっと前からなってません。

○大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員 そういう判断がされるんでしたら、今でも団体の中では活動が半減したとか、中止になったとか、仕事に来てくれという要請がなくなったと、市民にとって活動する場がなくなつて、困っていますという意見がよくあります。

財政だけではなく、市民の福祉の充実についてもっと考慮して、それを指定管理制度の在り方、指定管理者の今後も継続していくような対策を取っていくのが市の役目ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょう。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 山本議員に限らずなんですが、議員の多くの方が理解されているのか、されてないのか分かりませんが、改めてお伝えします。

このまちの財政は、現在もですが、これから先、ますます縮小し続けます。これはもう回避不能な現実です、事実です。その中で、優先順位を決めて、対処をしています。

特にバイタルな、必要不可欠な、ないと困るもの、これが最優先です。

今、福祉とおっしゃったんですが、福祉もいろんな分野があります。

その中で、どうしても削れないもの、それらをまず残す。インフラとい

う言葉がありますが、社会基盤、なくてはなりません。それらを何とかして、できる限り維持するために、それ以外のものを何とか削らないといけない、抑えないといけない。そういう判断をこれまでもしてこないといけなかつたですし、今やっています。そして、これからはもっとやらなければいけなくなります。

ですので、何でもかんでも残したいというのは、現実味のない夢物語です。どうか、現実を直視していただきたいと思います。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員

市長、私は何でもかんでも残してくださいとは言ってませんよ。優先順位があると言われますけども、市長はそれに対して努力されますか。

補助金とか指定管理料とか、いろんなものを削るばっかりで、その対策について、これをこうやつたらいいとか、これをこうやっていたら市民のためになるっていう努力がされてますか。

お金がないんだったら、なぜ国とか県とか、補助金制度がいろいろあるはずですよ。そういうのを利用するいう考え方が全然見えないんですが。その点について、市長の考えを伺います。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

大変恐縮なんですが、それは見えないのでなく山本議員が見ていないだけだと思います。

1つ事例をお伝えすれば、これは、先川議員が、よからぬまとめ方で議会だよりに載せられてたんですが、国・県に対する要望陳情、この5年間では私が最も行っています。もっとも、要望したからといって、何でもかんでももらえるわけではありません。その中で、1つ挙げるならば、何がいいでしょうか。携帯電話の電波が入らない地域の解消、昔から携帯電話が登場したときからある問題ですが、ようやっと今年度、それこそ国の制度を活用し、今、その不感地域と言うんですが、この解消に取り組んでいます。これが事実です。

山本議員は、また、その前段のところで、私がそういう努力をしていないかのようにおっしゃるんですが、これまで、そうした形跡が見られなかったというのが、私の受け止め方です。まず、そもそも、このまちは、こうした取組をしてきてませんでした。

なのでです。私が就任して以来、まとめて片付けなければならない事態に陥っています。手遅れに近いほど、後手に回っています。今まで何をしつったのかと、残念ながら、多くの市民は、この認識を持てずに今に至っています。5年10年20年前から分かっていた事実です。

20年前というのは、市が合併したときです。何のために、そもそもです、市になったのか。その目的意識が明確に共有されてるんであれば、今、こうして、慌てる必要などあろうはずもありませんが、もう過ぎてしまったことですので、改めて、ここから巻き直そうと、今取り組んで

います。

その努力の最たる例で言えば、道の駅、年間2,700万円も支出している。あの指定管理料を少しでも抑えようと努力をしました。御認識がなかったんであれば、改めて、きちんと認識を持っていただきたいと思います。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員

市長は、県や国の要望は、私が一番よくやってると言われましたが、その結果とか、どこに行ったかという情報は、一切見えてもおりません。もし、行かれたんなら、どこどこへ何時何分、誰に会ったという依頼結果について、公表してくださいよ。そしたら認めます。何も情報を出さないで、認めろって言ったってそういうわけにはいきません。それだけ、しっかりと国、県に要望しとるんだったら、中身を説明してくださいよ。そうしたら納得しますよ。

それから、最後に言わされましたけど、道の駅について、言及されましたけども、市長が私を名指しで対案を出せと、記者会見で発言されております。

私たち議員は、無印食品が悪いという言葉は一切言ってませんよ。無印食品の事業が悪いという発言は誰もしてません。

市長が先ほども、ほかの議員さんにも言いましたけども、ルールを守れ、ルールを守れ、ルールが大事だという、何回もおっしゃっています。だから、それについては、ルールを守ってないから。

○大下議長

山本議員に申し上げます。

通告より離れております。

いやいや。

お願ひします。

答弁に対しての質問ですから。

だから、産直の出店について、認識を改めてくださいよ。ルールを守ってないのは市長のほうですよ。

だから、ルールを守って、市民や議会にしっかりと説明して、理解を得れば、賛成しますよ。ルールを守らないで賛成しろというわけにはいかないって、この間言ったでしょ。それについて、どう思いますか。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

一問一答なので、区切ってもよろしいですか。

うん。

まず1つ目ですが、市長の動向については、今全部公開されています。何を根拠にそのようなことおっしゃるんですか。じゃあ、されているというのを、今お伝えしましたので、後で読んで、理解をしておいてください。

(発言する者あり)

- 大下議長 私語は慎んでください。
- 石丸市長 それこそ、省庁に行ったとか、書いてあります。何時何分何日、どこでと書いてありますので、それをまず認識をされてなかっただけです。載っています。中国新聞には、概略しか出ないんですけども、あのレベルじゃなくて、かなり細かく、1日の動きが、5分10分15分単位で全て刻んであります。なので、まずそちらを御理解ください。お読みください。
- 大下議長 答弁を終わります。
- 山本議員。 今、私が、さっきの市長の答弁で、道の駅についての判断、私言いましたよね、それについてどう思うとるんかと、聞きましたよね。私たちは、ひとつも反対だとは、事業内容については言ってませんよと。対案を述べよと言われましたけども、事業内容について反対してないんだから、対案述べる必要ないでしょう。私たちが、なぜ駄目を出したのか言ったら、先ほども言いましたように、手順を踏んでない。市長が言うように、ルールを守ってない。だから、これは駄目ですよってやったんですよ。そこについての考え方を。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 石丸市長。 せっかくなので、お伝えすると、一問一答というルールがありますので、先ほど区切ってお答えしますと伝えました。なので、一問一答の形に、今、戻ってきます。ルールを守りましょう。
- その上で御説明するんですが、まず、山本議員の発言については、明確にどのようなものがあったか、この場で記録もされているはずですが、それに基づいて批判を展開しました。事実誤認などではないはずです。まずそれが1つです。
- その上でなんですが、これも先ほど来、何回かお話しています。やり方やり方とおっしゃるんですが、専決処分に対する賛否、これは過去の事象に対する評価です。それは、議会がどのように判断されようとも、議会の権限ですので、当然に有効です。最も、完了してしまった話、変えようがない事象を理由に、補正予算、こちらを反対されでは、執行部として手の打ちようがないと2回ぐらいさっき説明をしました。
- 説明が足りないと、今もまた重ねておっしゃったんですが、説明は、専決のとき、それから、補正予算の審議の際にしています。あれでも足りない説明があるとおっしゃるんであれば、どこがどのように説明が足りないのか、明らかにしていただかなければ、執行部として、あれ以上説明のしようはひとまずありません。
- 無印良品の出店に、ちなみに無印食品ではなくて、無印良品ですね、なので、無印食品に対する意見は、ここ誰も言ってないのは当然です。無印良品に対するその判断、そこに文句がないと、手法だけだとおっしゃるんなら、どのような手法を望まれるのか、それを言ってもらわないことには、執行部は動けません。これ何回もお伝えします。

先週金曜日時点で、通知を出していますが、どなたでも結構です。どのような手順を必要とされるのか、明確にしてお伝えください。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員

市長、事業計画が立ったら、市民とか議会にしっかり説明するのが行政の責任ですよ。22年度から連絡があった企業と、今年度23年度の初めからもう、話し合って、一部の協力隊員は、事業に協力する動きをしつつじゃないですか。そういう中で、この事業をしたいというんだったら、もっと早くに、市民や議会に説明するべきじゃないですか。

説明した、説明したとおっしゃいますけども、新聞に載って、初めて知って、予算書が出たのは6月2日ですよ、そのときに中身が分かったんですよ。どこに説明があったんですか。事前説明してないじゃないですか。

自分が説明した、説明した言うてから、直前になって、議会が始まる直前になって、ちょっと言っただけじゃないですか、委員会で。もう2年前からやっとるんだったら、市民や議会に、今度こういう企業が来てくれるから、こういうふうにしたいんだと、理解を得るためにしっかり説明する必要があったんじゃないですか。

説明した、したという発言は、私には説明されたとは思ってません。ですから、説明責任があるんだから、それをしっかりとやられておれば、こういう結果にはなっていないんですよということを言ってます。

じやけ、説明責任をほいじやあ、どのように考えてますか、1回でも直前に言えばいいんですか。同じようなことが、3月もあったでしょ。地元に説明しないでこういうことやりますというような。

行政の市長の責任は、やっぱり市民にしっかり説明して、理解を得て、それから、議決を求めることが大事なんじゃないですか。

山本議員に申し上げます。

これは、1番のスムーズな運営ということに関してということでおろしいですか。

それに対する市長の答弁内容には、ちょっと反論したんですが。

通告よりあまり外れないように。

はい、分かりました。

お願いいいたします。

今のようなことは、市長に対してしっかりと伝えておきます。

続けて、次の質問に移ります。

今年の指定管理者では…。

(休憩動議の声あり)

(賛成の声あり)

○大下議長

次の質問に入ってますんで。

(動議の声あり)

○大下議長

何の動議ですか。

- 南澤議員 発言について、答弁を求める發言は行わないことを例とするというふうに。
- 大下議長 私が認めてますので、構いません。
- 南澤議員 答弁を求める發言になりませんか、今のは。
- 大下議長 いやいや、なりませんよ、それは。
- 南澤議員 整理してもらいたいんですけど。
- 大下議長 なりません。続けてください。
- （「質問じゃない。」と声あり）
- 南澤議員 答弁を求める發言じゃないんですね。
- 大下議長 いやいや。
- （「それは恣意的な議場運営のことよ。」と声あり）
- 大下議長 暫時休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午後 1時31分 休憩
- 午後 1時34分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 大下議長 暫時休憩を閉じて、会議を再開いたします。
- 質問を続けてください。
- 山本議員。
- 山本優議員 今年度の指定管理制度では、過去の実績があるにもかかわらず、1年契約では、年度末の3月の契約が不透明となります。この1年間の赤字覚悟での経営努力は、困難であろうという声を聞きます。
- 指定管理という制度で、市の施設を維持管理運営してくれている企業、団体に対して、もっと配慮すべきことがあるのではないかと思いますが、市長、そういう配慮はないでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 石丸市長 反問権。
- 大下議長 市長より反問権が出ておりますので、許可いたします。
- 石丸市長 通告の中にも、このような不安とあるんですが、不安の中身がよく分かりません。今も、赤字覚悟での経営努力は困難というフレーズもあつたんですが、これもよく分かりません。
- なので、改めて、それぞれがどういう事象を指しているのか、因果関係が分かるように説明をお願いします。
- 大下議長 ただいまの質問に対して答弁を求めます。
- 山本議員。
- 山本優議員 不透明ということは、先が見えないということです。指定管理料が削減された中で、今年度も、先ほど言いましたように、電気、光熱水費の値上がりが見込まれております。
- そういう中で、まだコロナの影響が多分に残っている状況で、経営努力しても黒字になる可能性は低いところが見えるということあります。

赤字覚悟でというのは、そういう中で、黒字を見込めない。何とか努力して、来年まで持たそうと思っても、黒字は見込めない状態であろうということでございます。

○大下議長

答弁を終わります。

石丸市長、答弁でいいですか。

よくないですけども。

石丸市長。

いや、今の説明は、さすがに説明になってなかつたと思いますよ。同じようなことをより複雑な言い回しにされただけであって、結局、不安と、何が困難なのかが判然としないままです。

余計に謎が深まったのは、赤字黒字とおっしゃるんですが、指定管理者制度というものは、そもそも事業体として赤字になる、採算が取り切れないでの、そこを税金投入するという立てつけになっています。なので、黒字赤字が、どちらの議論になってるのかも判然としないので、何ともお答えが難しい状態に陥っています。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

不安というたら、来年の3月には自分が首を切られるんじゃないかと、辞めえと言われるんじゃないかという不安もあります。赤字をずっと積み重ねていって、自分の財産がどんどん減っていくという不安もあります。

だから、その不安というのはそういうものです。努力してもできない困難であります。

指定管理制度というものを、私の考え方で言えば、市が市民のため、福祉向上のために、設置したものであります。赤字黒字で、計算できる建物じゃありません。

そういう意味で、市が運営するとなかなか難しいので、民間に委託する。それが、市が応分の負担すべきものを、市が負担して出すというのが指定管理制度だと、私は理解しております。

ですから、赤字黒字じゃなくて、市民の福祉向上が第一目的なので、その辺はしっかりと、赤字だろうが、残さぬにやあいけんものは残さぬにやあいけんし、民間の業者に、運営に対する協力を惜しんではいけないと思うんですがね。その点についてはいかがでしょうか。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

大変申し訳ないんですが、今、山本議員がおっしゃった指定管理者制度に対する理解というのは、間違っています。

どうしても、何が何でも維持し続けないといけない、それだけなら、市が直営で続ければいいんです。そうではなくて、先ほども言ったばかりだと思うんですが、民間の活力を行政に取り込む、これが、指定管理者制度の主眼です。

いいこと尽くしなら、それをやることに何らためらいはないんですが、そうではありません。民間の原理を導入するということは、メリットだけじやなくてデメリットもあります。その1つが、先ほど来話に出ている採算という問題です。

ただ、これもまた、話元に戻るんですが、採算をよくするために、指定管理者制度が存在していますので、それは切っても切り離せない問題です。もう一度お伝えしますが、市による財政手段というのは、最終手段であり、最終手段であるがゆえに、厳格に取り扱わなければならなくなっています。これが指定管理者制度というものです。

○大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

どちらにしても、指定管理者、事業者、団体、市民のために一生懸命努力していただいているので、最終的な判断をするときは、しっかりと、そのような判断に、基本に立って判断していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

指定管理の団体の中でも、神楽門前湯治村、たかみや湯の森、土師ダムサイクリングターミナル管理の株式会社HFSなど、決算状況によると、継続困難となる可能性があります。

まず、契約が1年契約だったら、そのようなことが起こり得る可能性は大だらうと、私は感じておりますが、そのような事態が発生したとき、財政支援ではなく、他の計画、これは、他の大企業とか、こういうものを一括指定管理してくれるような団体とか、そういう、それとか、この施設などの売却、団体の解散とか、そのようなほかの計画を何か検討されているのか。

いろんな情報を頂いている中で、心配なことがたくさんありますので、そういう対策を考えておられるのでしたら、それについて、説明を頂ければと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

また、大変恐縮なんですが、認識に誤りがありますので、これは訂正した上で説明をしたいと思います。

単年度ごとの契約だと、継続が困難となりやすいという発言があったんですが、逆です、普通に考えて。3年5年一括で固定した契約の中で、年間の経営を見直すことが、そっちのほうが難しいんです。なので、こっちのほうが行き詰まりやすいんです。

そうではなくて、1年ごとに区切ってるので、上もあれば下もある。上下両方に双方向に両にらみで対応できるように、そのために、単年度ごとに見直しているんです。なので、そもそもその認識は真逆です。気をつけてください。

その上でなんですけども、どのように対応するかは、施設も違えば、

状況も違います。ゆえに、当然ですが、個別の判断となります。

先ほど湯治村の話もされたんですが、いみじくも、その前に、私の努力が見えないというようなことを言い放たれたわけなんですが、まさにその話、つい最近、補正予算の中で説明をしました。民間の活力をこうした公共施設の運営に導入するために、サウンディング。あの片仮名、横文字が難しいといいうんであれば、言い直すと聞き取り調査です。これを行って、いかにそれらの公共施設の経営を効率化するか、考えてるところです。実際、手を動かしています。まさにそれが努力です。そのように対応していますので、しっかりと認識と御理解をまずお持ちください。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員

そういう説明したんだったら、さっきの私の質問のときに、それをはつきり言うてなさいいじゃないですか。そういうことでしょ。後から今やってますっていうようなことじゃなくて、そういう、しっかりと誠実な答弁、説明が足らないということを私は言つとるわけです。

今、私が聞いたのは、今の市長の答弁には載ってません。今後の対応を何か考えてるんですかって聞いたんですよ。売却するとか、大手の企業を呼んで、全部任せるとか、そういう考え方を持っておられるんじゃないですか。それはあるかないかでいいですから、答えてください。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

何かこちらの答弁が悪いかのような言い草は、大変聞き捨てなりませんので、御留意を頂きたいと思います。

先ほど、1つ例を挙げるならば、道の駅だと申し上げました。それ以外の事例がないとは、一言もそれこそ言ってません。

で、先ほどと違う具体例として挙げました。そして、その具体例が、今の質問に対するまんま答弁になっています。湯治村や湯の森、これらの経営を改善するために、誰かやってもらえる人はいませんかと、それがサウンディングというものです。もし、御存じなかったのであれば、大変恐縮なんですが、そういう制度が世の中にあります、市は結構前からやっています。今始まった話じゃなく、昨年度既に行っています。その結果も、何回か説明をしています。それらが、市が既に行っている対応です。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員

今の説明ができるんだったら、何で最初からそうやってますって、やってるかやってないかって聞いとるんだから、やってますでいいんじゃないですか。

そう言うと、いろんな言い回し、人を批判したり、勉強したり、もつと調べて来いとか、そういうことばっかし、そういう前に、結論を先に

言ってならないんです、今みたいに。

○大下議長

山本議員、質問をお願いいたします。

○山本優議員

だから、そういうことをやつとるんだったら、やってますと言って答えてください。

今、やつるとおっしゃいましたので、分かりましたけど、そういうことは、今後、はつきりと皆さんに説明していただきたいと思います。それについてどうされるか、もう1回、答弁を求めてます。

○大下議長

答弁を求めてます。

石丸市長。

○石丸市長

重ねてで誠に恐縮なんですが、そもそも議会で説明をしている話です。改めて、ここで明言する必要がないほど説明をしてきています。

それをやってるのかどうかと聞かれても、皆さん御存じのはずなんです。執行部が説明してますので。なぜ、それを改めてここで問おうとしてるのか、問うてるのか、意味が分かりませんので、しっかりと、まず説明を聞いて、認識をして、理解をしてください。全てがそこから始まります。全ての問題は、そこに集約されています。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員

市長が、しっかりと説明しとると言われておりますが、職員が今までいろいろなことをこの2年間、説明に来ていますか。どこで説明したんすか。しっかりと説明しとるという、どこでしたんです。議員の皆さん、説明聞いてますか。

そういう大うその発言はやめてください。説明するんだったら、今後しっかりと、前もって、委員会、市長は全協には出ないと言われてますんで、委員会には出ますよっていう発言されるとんだから、委員会にしっかりと職員を送って、いろんなことについて、説明してください。

質問で終わりというなら、今後、そういう説明はしとると言われるんでしたら、しっかりと説明することを約束していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○大下議長

答弁を求めてます。

するかせんかだけ言ってください。

石丸市長。

○石丸市長

まず、これは、議事進行として、撤回を求めるべきです。うそつきまで言ってますからね。あれは問題だと思いますよ。

○大下議長

分かりました。

○石丸市長

じゃあ、執行部から事実をお伝えします。まず1つ、全員協議会における報告は、こちら申入れましたが、議長、議会が拒否しています。事実です。

加えて、先ほどの説明の話ですが、委員会、それから予算の審議において説明しています。覚えてない方はいるかもしれません、それはすいません、知りません。しています。そして、それを覚えていらっしゃ

る方も存在します。これが事実ですので、執行部をうそつき呼ばわりされるのは、厳に慎んでください。失礼をとおり越して問題発言です。

○大下議長

石丸市長に申し上げます。

今、全くでたらめと言われましたけど、全員協議会への出席は、前回も、副市長、各部長にも申しました。その対応を待って考えますよ、ということは、議長としては返しておりますので。

○石丸市長

もう一遍こちらから返しておりますよ、その後。聞かれてますか。

○大下議長

ですから、返ってませんよ、その返事が。

○石丸市長

執行部返してないんですか。その理由がよく分からないので、説明をお願いしますと、話に来てください、何なら行きますと。

○大下議長

いや、理由をちゃんと話してますよ。ちゃんと、部長にも副市長にも話します。今、この話はやめましょう。

○石丸市長

いや、議長がしたんじゃないですか。

○大下議長

うん、失礼。

山本議員。

市長もね、人をうそつき呼ばわりしないで、しっかりと、議会とか市民に説明をしていかれるように要望しておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

今のは、完全に。

いや、同じことを市長はおっしゃってますんで。

私もうそつきと言いましたか。

はい、言ってます。同じことも言ってますんで。

でも、それは、事実と異なるから。

いや、だから、事実と異なったことを今言っておられますよ、でも。

でも、全員協議会については、議長自らが主張されてるんですか。

ですから、僕は返しますよ、それは。

でもこちらから、それではよく分からないので、対応してくださいとお願いをしてます、それは届いてないですか。

○大下議長

はい。ここで、1時間経過しておりますので、14時5分まで休憩といったします。

~~~~~○~~~~~

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

以上で、山本優議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

1番 南澤議員。

1番、シセイクラブ、南澤克彦です。

通告に基づきまして、大枠2点、質問いたします。

まず1点目、森林施策と森林環境譲与税、環境税についてお伺いしま

す。

来年2024年度より、森林環境譲与税が森林環境税となり、国民1人当たり1,000円が付加されることとなります。

その根拠となる法律、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律には、森林整備とその促進に関する施策の財源に充てるためと、増税の目的が記されています。

森林は、地球温暖化防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全など、国民に広く恩恵を与えるものです。

適切な森林の整備等を進めていくことが求められる一方、所有者や境界が分からぬ森林が増えており、また、担い手不足などにより、手入れが不足しているという課題があります。

中山間地に位置する当市は、総面積の約80%と書いてありますが、正確には79%が森林ですが、手入れが行き届いているとは言い難いのが現状です。

森林環境税の施行を、この状況を変える契機とすべく、質問いたします。

1つ目、森林環境税を、あるいは譲与税をどのように活用するのか、お考えをお伺いします。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

実は、昨年の7月に森林環境税の活用方針をまとめています。その中には大きく5つのポイントがありまして、まず1つ目が、森林基本情報の整備です。山とかの情報、これをまとめる。2つ目が、路網等のインフラ整備、林道とかそれらです。3つ目が、防災・減災対策。4つ目が、林業に関する人材育成。最後、5つ目が、公共施設への木材の利用。この5つで基本の方針を定めています。

○大下議長

以上で、答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員

今、5つの基本的な方針を答弁いただきましたが、こちら、この5つというのは、これまで公表はされてますでしょうか。

○大下議長

答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

方針は、現在、案として定めておるものでございまして、公表はしておりません。

公表に当たりましては、現在、森林環境譲与税、この活用したものについて、その活用したことについては、公表の義務がありますので、公表をしております。令和3年度につきましては、昨年公表をいたしております。令和4年度分については、これから公表を予定しておりますので、それに併せて公表をしたいと考えております。

○大下議長

答弁を終わります。

南澤議員。

- 南澤議員 まだ、この方針については公表はしていない。案の段階だという答弁、それから、やったこと、この環境税を使った内容については、国のほうで、林野庁のほうですかね、ホームページで発表することになりますので、そちらはもうされているということでした。
- では、1つずつ伺いたいと思います。基本情報を整備するということですが、これは、所有者だったり、協会だったりを整備していくということでおよろしいでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 森岡産業部長 はい、そのとおりでございます。そういうことを、調べて、調査して、台帳として整備することでございます。
- 大下議長 答弁を終わります。
- 南澤議員 次に、路網の整備という話がありましたが、具体的に路網はどのように、管理、政策を展開していく予定でしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 森岡部長 森林整備を進めていく上で、伐採の機械や運搬機械、これを搬入出するための林道や作業道、これが必要となりますので、本市は、林道127路線、116キロ開設しておりますけれども、機能を十分に発揮するためにも、適切な維持修繕、これが必要となってきます。
- また、新たな場所での森林整備を進める場合にも、林道等の路網の整備が必要となりますので、既設の路網の維持修繕、それから、新たな路網の開設、そういうことを進めていくことになります。
- 大下議長 答弁を終わります。
- 南澤議員 維持修繕のみならず、新規にもまた道をつけていくという方針だということを聞きまして安心しました。
- 次3点目、防災ということだったんですけど、防災、これは具体的にどのようなことをされる予定でしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 森岡産業部長 近年、特に多いのが集中豪雨、こういったものが多発をしております。本市でも、平成30年の西日本豪雨、それから令和3年8月豪雨によりまして、甚大な被害を受けております。
- 市が管理している主要なインフラ施設、市道、公共施設を自然災害から守るために、隣接する森林整備を進めて、防災減災対策を進めていくというふうに考えております。
- 大下議長 答弁を終わります。
- 南澤議員 4番は人材育成、5番が公共施設等に木材を使うという内容だったかと

思います。具体的に、公共施設等について、何か計画があればお聞かせいただきたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

現在のところ、産業部のほうでは、まだこういったものに活用しようというところの考えはございませんが、今後、市の整備する施設、例えば、保育所を新たに建て直すとありましたら、そういうしたものに木材を活用していくと、そういうやり方になろうと思います。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

今の答弁であらかたのところは分かりました。次の質問のところも、今大体分かったんですけども、あえて聞いてみたいと思います。

(2)番、次の質間に移ります。

市の面積のおよそ8割を占める森林と、市としてどのように向き合うのか、市長の認識をお伺いします。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

まず、市の8割が森林ではあるんですが、その約9割は民有林です。市の管轄外なんですね。その民地に対する公的な関与というのは、物理的であり、財政的にも当然限界が出てきます。その点は、まず御理解を頂きたいと思う次第です。

その中で、市ができるものとしては、先ほどあった災害対策、もうちょっと幅広く言えば、鳥獣害対策、これらが基本になってこようかと思います。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

9割が民有地、確かに市の土地ではないので、民間の土地を財産をこちらで勝手に処分をしたりとか、手をつけることはできないというのはよく理解ができます。

次の質間に移ります。

(3)番、当市の森林は、そのうち約30%、正確には27%が針葉樹の人工林、残りが広葉樹、いわゆる雑木の山です。国では、林野庁の森林林業基本計画、広島県では、地域森林計画書があり、県の文言を引用すれば、資源循環林、環境貢献林、里山林、資源循環林というのは、植林をして、買って、また再植林をするというものですね。環境貢献林というのは、針葉樹と広葉樹を混ざったような、そういう環境のことを言います。里山林というのは、私たちの暮らす里に身近な林で、広葉樹が多いようなところを言いますが、そのように区分けをして、整備の指針を示しております。

当市には、森林整備計画として公表されているものはありませんが、計画を作るお考えはないか、お伺いします。

- 大下議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 何とも申し訳ないというか、心苦しい思いなんですが、実はこの森林整備計画は、2020年の4月1日に10年間の計画策定されています。前の恐らく浜田市長のときのはずですが、4月1日、そのときに、なぜ公開しなかつたかは、もはや定かでないんですが、以来公開されていなかっただけです。
- その策定時変更時には、縦覧期間を設けた後に公示することとなって、いましたので、大変遅ればせながらではあるんですが、これから公開をしようと思っています。
- 大下議長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南澤議員 3月議会だったかと思うんですけども、森林整備計画を作ります、作りませんか、作らないんですかという質問に対して、作ってますが公開してませんということだったので、こういう質問になりました。
- 作成されたものの、まだ変更があるのかなとは思うんですが、現状のものを資料請求してですね、手元にあります。これ拝見すると、県が作っております地域森林計画、江の川上流森林計画区というものとですね、ほぼ内容が一緒で、中にはですね、安芸高田市の計画にもかかわらず、防潮林、海からの潮風を防ぐ森を整備しましようみたいなことが、まだ書いてあるので、まだ、今後、計画変更されるんだろうなとは思うんですが、この中で一番私が気になってるのはですね、針葉樹林、人工林についての整備の指針というのはしっかりと示されていて、どれくらいの、何年たつたらどれぐらいの間伐をして、密度をこれくらい下げていきましょうねとかですね、そういう基準はしっかりと書いてあるんですけども、広葉樹に対して、手だてというのがですね、具体的に示されていません。このあたり、今から変更があるんだと思うんですけど、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。
- 大下議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 変更と今おっしゃったんですが、基本的には、一度作って10年間は生きる計画となっています。状況が変われば、都度見直す部分も当然生じるわけなんですが、改めてこれを策定し直すかどうかというのは、実際のところまだ方針を固めていません。
- 形としては、3年前に策定、10年分策定しておりますので、基本的にはそれが生きるという認識でいます。細部について、普通であればですよ、普通であれば、10年後に見直すのが一般的なやり方なのかなとは思います。よほどクリティカルな、致命的な何か誤りがあれば、その都度の対応もなくはないと思うんですが、基本的には10年スパンというのが、そもそもそれを策定した段階での方針だったはずです。
- 大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 次の質間に移ります。もうほぼ同じようなことを聞いてしまいましたが、4番です。

人口林については、森林経営管理制度など国が仕組み作りを行っています。これを利用して、みどりの森を整備しているのも承知しております。

ただ、当市において、面積割合の多い里山林、広葉樹林については、整備・活用の仕組みが整っているとは言い難い状況かと思います。獣害対策、災害予防、コミュニティの活性化、関係人口の創出などの視点から、活用策が必要だと考えますが、御認識を伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほどの質問がこちらに入るなと思いましたので、あえてすいません、そちらは切りました。いわゆる里山林についてなんですが、ひろしまの森づくり事業を活用し、整備を行っているところです。これは現在進行形です。

具体的には、鳥獣害の防止、危険木の撤去を目的とし、バッファーゾーンですね、その空白地帯というんでしょうか、適度な隙間を整備するというのをやっています。

一方で、里山から離れた天然林については、先ほどから話に出ていますが、森林経営管理制度を活用し、経営計画に天然林、広葉樹林ですね、こちらを巻き込んだものとするなど、一体となった整備となるよう推進をしています。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 危険木の撤去や鳥獣害対策ということなんですが、人手が入らないことによって、当然、倒木が増えてきたり、道が荒れたりですね、ということが起きてます。

暗く鬱蒼とした森になっているなど、時々、山に入るので、そのあたりの状況は、ある程度把握しているつもりではあります。

その倒木があっても、人が通らないので、誰もその道を、管理しなくなってしまっているというのが現状としてあります。そういった中で、やっぱりその里山林を活用していく工夫が必要ではないかなと、この先、長い年月をかけて、我々が森とどう付き合っていくのか、そういったことを議論していく場が必要ではないかと考えるんですけども、そのあたり、市長どのようにお考えでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 何かしらの議論の場を持ちたいなと思います。例えば、ミートアップを活用してもいいですし、何でしょうか、自治懇談会でもいいかと思います。自治懇談会のほうは、議員の出席を要件としてますし、ミートア

ップのほうも、議員の方が出席いただいても、参加要件にかなえば、要是目的、議論の目的、ここに合致すれば、当然出席いただけますので、そのあたりが御利用いただけるんではないかなと思います。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 安芸高田市には、森林関係のボランティア団体も続々とできています。私はこちらに来てからでも、3つ4つぐらいの団体が立ち上がっているのを承知しております。

安全に木を切ることの情報とか、技術の共有だったり、自らの裏山をみんなで手を入れようとか、キノコの植菌をして、キノコを栽培して、道の駅で販売をしている団体もあります。そういう団体、先ほど、秋田議員のところで、市長がおっしゃったこと、意志と能力のある人を応援するというふうにおっしゃったかと思うんですけども、そういういた意思を持つての方で、技術を身に付けてる方がいらっしゃいますので、そういう方々と、ぜひこの先の5年先、10年先、20年先、50年先、この森をどうやって作っていくかということについて、議論する場を、また計画をするような枠組みを検討していただければと思いますので、改めて、ミートアップみたいな形もとおっしゃったんですけど、継続的な指針を作るような場が必要ではないかと思いますので、そのあたりのお考えをお伺いします。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほどのミートアップや自治懇談会というのは、キックオフの場としていいのかなという思いでお伝えをしました。さらに、一歩二歩進んで先を見通せば、今、南澤議員がおっしゃったとおり、継続して、推進する枠組み、もっと言えば、制度のようなものが必要になってくるんだろうと思いますので、そのあたりは、今後の議論の中で構築していきたいと思います。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 次の質間に移ります。

(5)番、先ほど大枠のところで、4番目に人材という言葉もありました。担い手不足の対策として、地域おこし協力隊などを活用した自伐型林業の育成を行っている自治体もあります。検討する価値があると考えますが、市長の御認識を伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 地域おこし協力隊の活用は、有用な手段となり得るとは思いますが、現状は、その実施に至っていません。

なぜならば、ほかのところでも御説明をしたんですが、何か課題を解決しようと、そのために人を呼んでこようとしたとて、出口がしっかりと

と見えてないと、早晚行き詰ります。

今回のケースで言えば、何かと言うと、林業というのが、本市はそれほど盛んなわけではありません。ほかの市町に比べると、林業で有名な、それこそ庄原市とかに比べれば、そんなに産業として成り立つ体制が整っていないという現状があります。その意味では、先ほどちょっと触れたんですけども、例えば、大型林業者の育成、これらにつながるような制度、その構築が必要だという認識を持っています。

○大下議長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員

林業が産業としてというところですけれども、確かに、人工林、素材を生産するための人工林というのが、広葉樹に比べては面積狭いですでの、そういう意味でも、大規模化というのもなかなか見通せないところもあるのかなというふうに思ってます。

であればこそ、広葉樹がこれだけたくさんあればこそ、これを、じゃあ、どう使っていくのか、どう山に我々が入っていくのか、そういうことを考えていくべきではないかと思いますし、1つには、以前にも話したことがあります、やっぱり薪として使っていく、燃料として使っていくということも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

確かに、住宅密集してるので、煙がというような苦情の声が上がったことがあるというのは理解はできるんですけども、そういうところばかりではないと思います。むしろ、薪を使う、薪ストーブなんかを使うには、有利な環境が全市的には広がっているんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりの、いかに広葉樹と付き合っていくかについてのお考えあれば、お伺いしたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

ほかのところでもお話ししてるんですが、エコ、エコロジーは結構なんですけども、エコノミー、経済的、合理的でなければ、長くは続かないんだろうなと思います。今、薪ストーブを使うには有利な環境とおつしやったんですが、そうだろうかなと。

そら、都会に比べれば、薪ストーブは使いやすいですが、それぞれのライフスタイルにおいて、薪ストーブをじやあ使ってみようかとなるかというと、なかなかハードルが高いように思います。

使いたい方は、そりやあ使っていただければよいかと思うんですが、それを市として推進するとなると、ライフスタイルそのものに変容をもたらす、行動変容どころではなく、生涯、人生のその様式、ここに影響する話ですので、なかなか市が事業として取りかかるのは、難しいんじゃないかなと、今ぱっと聞いた限りでは思いました。

○大下議長

答弁を終わります。

南澤議員。

- 南澤議員 エコノミー、エコロジーの議論は、以前にも市長とさせてもらったことがあるかなというふうに思います。そういった中でも、やっぱり円安円高、為替の影響だったり、原油高ということになると、エネルギー、暖を取るためのコストというもののも、数年前に比べると、格段に上がってきてているのかなというふうに思います。
- そういう中で、里山に入って木を切って、見通しをよくしていくことで、危険木が除去できたり、見通しがよくなつたことで、獣が出てきにくくなったり、加えて、暖が取れる、エネルギーが手に入るというようなことを以前から申し上げてることではあるんですけども、その社会情勢の中で、エネルギー価格が上がってきたときに、1つ、このまちだからこそできるような施策ではないかなというふうに考えるんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 石丸市長
- 石丸市長 エネルギー自給率の問題は、もはや国レベルの話ですので、ここではあまり深追いせずに、大事なテーマだという認識だけお伝えしておこうと思います。
- 一方で、確かに薪を取りに山に入れば、副次的にいいこともあるとは思いますが、その反面で、コストもばかにならないという認識を持つています。風呂に入るために薪を取りに行く、薪を買う、薪で湯を沸かす、昔の祖父母の実家がそんな家でしたが、あれをやりたいとは、私の世代でもなかなか私は思わないです。
- その意味では、電気ほど効率的なエネルギーがないというのが私の認識ですので、それ以外の代替手段、あってもいいかもしれません、行政として推進するには、あまりにもハイリスク、ローリターンではなかろうかと思います。
- 大下議長 答弁を終わります。
- 南澤議員
- 南澤議員 そうですね、私はそういう生活が好きでやってるわけなんですけれども、それは価値観の違いのようなところがありますので、これ以上言及するのは、控えたいと思います。
- 次の質問にまいります。
- 大枠の2番、まちづくり助成金についてお伺いします。
- (1) 昨年、新規事業として創出されたまちづくり助成金について、昨年の応募状況とその成果をお伺いいたします。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 高下企画部長
- 高下企画部長 まちづくり助成金の応募件数は、スタートアップ部門に3件、レベルアップ部門に4件、合計7件でございました。
- 事業の成果としては、地域振興会の活動に関わる人たち以外にも、地域の課題解決のため、地域を盛り上げるために何かしたいと考える人た

- ちがいらっしゃるということが分かったことかと思います。  
以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南澤議員 スタートアップが3件、レベルアップが4件ということなんですか  
ども総額では、助成金の申請額、交付額は幾らになってますでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 予算の枠がスタートアップ部門で70万円、それからレベルアップ部門  
で30万円でございました。
- 実績としましては、スタートアップ部門で70万円、レベルアップ部門  
のほうで30万円、予算どおりでございました。これは、当初の申請があ  
ったものでしたので、精算をした結果、若干少し減っておりますが、お  
むねその申請どおりに使われたものというふうに承知しております。  
以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南澤議員 通告なく数字のことを聞いてすみません、答えてくれて助かりました。  
続いて、次の質問に移ります。
- (2)番、今年度も昨年同様、スタートアップ部門に上限70万円、レベ  
ルアップ部門に10万円となっておりますが、どういったことを想定して、  
この設定にされているのかをお伺いします。
- 大下議長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 スタートアップ部門につきましては、その名のとおりですが、これか  
ら活動を始めるに当たって、ある程度の投資が必要な場合があるとい  
うことも想定をして、1件当たりの申請の上限金額を高めに設定をしてお  
ります。ただし、1回しか受給はすることができないというふうなこと  
にしております。
- レベルアップ部門は、継続的に行っている活動が自走できるように支  
援するもので、1件当たりの申請上限金額をやや低めに設定をしていま  
す。受給自体は3回まですることができるというふうなルールにしてお  
ります。
- 以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。  
南澤議員。
- 南澤議員 おっしゃられたように、最初にスタートアップするときに投資が要る  
んじやないかというような話だったんですけれども、これからやってみ  
る、新しいことをやってみるというときに、うまくいくかどうか分から  
ない。長く続けられるかどうか、やってみないと分からないというよう  
な状況ってよくあると思うんです。なので、続けようと思っても、やつ

てみたら、ちょっとやっぱこれ違うなというようなこともあると思うんですね。

そういう中で、じゃあまず、とりあえずやってみよう、まずやってみよう、やりたいんだから。みんなで集まって、盛り上がってやってみようとなったときに、その先ですよね、やってみて、とてもこれはいい取組だと、もっともっと広げていきたい、もっともっと仲間を集めて大きくしていきたいとなったときに、段階的に使えるお金が増えていくてもいいんじゃないかなというふうに考えます。自走を目指す上で、ある程度まとまったところで、ここまでサポートがあるから、あとは自分たちで走っていきなさいよというような形で、小さく始めて、大きく育っていくような考え方があつてもいいのかなと思うんですけれども、そのあたりのお考えをお伺いできればと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

小さく始めて大きく育てていくんであれば、逆の階段のほうが、やっぱりいいのかなと思いました。

要は、財政の負担、支援というのが、最初大きくて、だんだんと階段が小さくなってくる。反動ですけども、最初の持ち出しは小さいんですけども、自分でだんだん稼がないといけなくなる。これが、自走をするためのうまい助走ではないかなと思いますし、小さく始めて大きくしていく事業としては、そちらのほうが適当だらうと思いました。

○大下議長

答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員

おっしゃることは分かります。分かるんですけども、これ事業じゃないんですよね。事業じゃない。民間の取組、自主的なまちづくりに関する取組であります。

そういうときに、例えば、恒常に何かイベントを開催していくと思ったときに、必要な備品があるとか、そういうことは小さく始めてみて、少し拡大していく中で、こういうものがあつたら継続していくにいいよねというような形ではないかなと。

実際、過去に、自分がまちづくりの事業を、幾つかやったことがある中では、そういうケースがあつて、その結果、あと自走ができるような状況になったというのが、過去の経験としてあるもので、そういう考えもできるんではないかなということでお伺いしております。

それについて、小さく始めて、スタートアップというか、自走していくために、少し後々で、支援が必要というような考え方なんですかでも、そのあたりはどういうふうに受け取ってくださったでしょうか。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

なるほど。やってみてさらに拡大、拡張をさせたいという、その信義は分からなくはありませんが、であるならばです、余計にでも、最初う

まく始めるべきではなかろうかと思います。

市の事業ですけども、昨年、神楽の大坂公演を初めて開催しました。それまでの東京公演に比べて、かなり支出を抑えた形で始めてます。そこからさらに、今年は支出を抑えながらです、さらに。

一方で、規模を拡大するという取組を実際やって見せてています。この形が、真に持続可能なんだと思います。でなければ、どんどん膨らんで、支えが必要になっていく。これを許容してしまうと、やはり、市の財政がもたない、そこに気づいてしまうんじやなかろうかという懸念が強いです。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 神楽大阪公演の例を出されましたぐ、ちょっと根本的に、その発想がちょっと違うのかなというふうに、今思いました。

というのは成功、失敗、両方あると思うんですけども、まちづくりとか、自分たちで何かやってみようっていうことに対して、失敗も許容できるようなものであってほしいなというふうに思います。必ずしも、ずっと続けなきやいけないという前提ではなくて、まず、やってみよう、やりたくなるような、そういう環境づくりが必要なのではないかなというふうに思います。

何と言っても、先ほど市長がおっしゃったんですけど、意欲と能力がある人たちが立ち上がっていかないことには、行政の支援だけでは、このまち持たないというのは、同じ認識を持ってています。

そういう中で、自分たちの力で何かやりたいなど、できるんじやないかなということを始めるに当たって、小さく始められる。やってみて気づくこと、分かること、つながっている人、あると思うんですね。

まず、そういう自発的な動き、内圧的なものに、ちょっと背中を押す支援をするようなパッケージであつたらいいんではないかなというふうに思いまして、発言をしております。

スタートして、財政支援なくしていこうというよりは、創発的な何て言うんですかね、まずやってみるっていうところを支援ができないかというふうに思っておりますが、そのあたりお考えどうでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 チャレンジを促すんであれば、余計にでも、この逆ラダー型がいいんじゃないかなと、今思いました。最初に手厚くて、だんだん抜いていく、要は、ここが高ければ、リスクが、負担が減るわけですから、自分の持ち出しが多分小っちゃくなりますから。逆ラダー型がやっぱりいいんじゃないかなという結論に、今至りました。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 分からなくもないんです。分からなくもないんですけども、次の質

間にいきながら質問します。

(3)番、自らの暮らしを自らよりよくしていく市民主体の活動が、自発的に起こると、まちが活性化していくと考えています。

そういう活動の呼び水となる仕組み、支援策があるとよいのではないかと考えます。今、申したことなんですが、具体的には、金額の設定を低くし、申請や報告も簡便にすることで、ハードルを下げて、やってみよう、挑戦してみようという動きが生まれるのではないかと想定します。

助成金の仕組み、初め、やっぱり初めの金額が高くて、だんだん小さくなっていくとなると、もちろん低い額からスタートすればいいんですけれども、次のことを考えると、やっぱり最初大きく取っておかないと、なかなか大きな支援は得られないとなると、なかなかハードルが高くなってくるんじゃないかなというような思いがあります。

気軽なまちづくりに対する一歩が踏み出せるような状況があってもいいのではないかなどというふうに思いまして、申請の仕組みとかも簡便なものができたらいいのではないかと思いまして、質問をします。

○大下議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、一般論ですが、制度というものは、常に見直しをしていくべきものだと認識をしています。その上で、今のお話を聞いて、何となく掴めたんですが、現状のまちづくり助成金、スタート1年目、これは、最大限上限が書いてあるわけであって、下限ではありません。なので、それより少額のものでも当然始められますので、今お話になった懸念というのは、出てこないのかなと思います。

制度の内容ですけども、申告や報告も、ほかの助成制度に比べれば、かなり簡便にできていますので、今のところは、これ自体は見直さなくても大丈夫ではなかろうかと思います。

最も、これからエントリーが増えたり、長く続けていく中では、絶えず、工夫をしていく、その方針ではいます。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

以上で、私の一般質問終わります。

○大下議長 以上で、南澤議員の質問を終わります。

ここで、換気のため15時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時49分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

11番 熊高議員。

- 熊高議員 11番、熊高昌三です。  
皆様お疲れの色が見えておりますけども、最後までお付き合いいただきたいと思います。
- まず第1番に、第2期スポーツ振興計画についてということで、お伺いします。
- (1)番、進捗状況についてということで、お伺いしておりますが、実は、この質問を出した5月31日に、その日にホームページに掲載されたようです。ですから、少し内容について、的が外れた形になる部分もあるかと思いますけども、基本的にはこの質問内容でお伺いしたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。
- まずは、(1)番の進捗状況についてお伺いします。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 永井教育長 永井教育長。  
先ほど議員のほうからもありましたが、ちょっとホームページのアップが遅れまして、御迷惑をおかけしましたが、今年3月に策定しており、計画期間は2023年度から2032年度までの10年間としています。
- ただし、安芸高田市の総合計画の関係期間に合わせることも考慮し、3年後に一度見直しを行うこととしております。
- 大下議長 答弁を終わります。
- 熊高議員 熊高議員。  
中身も、詳しくなかなかチェックできたというところまでいきませんでしたが、基本的には、振興計画という形がこれまでと少し違つて提示されたのかなというふうに受け止めております。
- とりわけ気になったのが、7ページの第4章スポーツ振興政策の展開というところで、市のスポーツ団体組織の育成支援という形で、安芸高田市スポーツ協会の設立、これ仮称というふうになっていますが、ここの中に、組織体制図の中に、スポーツ協会の団体加盟団体名というのは、各それぞれ競技スポーツの団体という形が、資料には書いてありますね。ですから、この計画を作るに当たって、この皆さんとどのように協議をされてここまでこられたのかというのを、まずは確認しておきたいと思います。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 永井教育長 永井教育長。  
これまで、2021年第1回の議会におきまして、スポーツ体育と予防福祉といった観点で、議員のほうから質問を受けております。
- さらには、2022年、昨年第2回6月議会だったと思いますが、いわゆるスポーツ振興の関連で、学校の部活動、民間活力の導入等で御質問を頂いております。
- 市長もその中で、答弁をしておりますが、中長期的な時間軸を行政側がしっかりとイメージしておくこと。まずは、スポーツに慣れ親しんでいただく、楽しんでいただくことが、ひいては、多くの方々と共有できる

財産になるという趣旨の答弁をしております。

したがいまして、このことを踏まえ、関係団体と協議という前に、まず、市長のほうから、一本化した組織にするようにという指示を受けました。それを受けまして、市内にあります体育協会を中心に、各スポーツ団体、そこらあたりとの協議を踏まえ、ここにきてやっと、体育協会が中心になっていただいて、先ほどのような趣旨を踏まえたスポーツ協会、関係団体一本化に向けての協議を、この6月末に、まず1回目としてスタートしていただくという運びになっております。

○大下議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員

2年にわたって質問したことに対して、段階応じてここまで来たというふうに、私のほうも受け止めております。

特に、体育協会については、地域性というのがなかなかどういうんですかね、うまくかみ合ってきたのかどうかという、そういう不安もありましたけども、やっとそこまで話ができるようになったということそのものが、教育委員会を中心に御苦労いただいたんだろうなというふうに思っておりますので、これからがある意味正念場になってくるんだと思います。

その中で、加盟団体というのは、各熱心に挙げているスポーツ団体が入ってますんで、そこらを中心ということにもなるんでしょうが、そういった形を各個別の競技スポーツの団体という皆さんの意見というのは、今おっしゃったことにも包含された意見交換であったというふうに伺つてもよろしいでしょうか。

○大下議長

答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長

十分とは言えない点があろうかと思いますが、これまで様々な御意見を頂いたことを踏まえて、今回のある意味大きなこれから安芸高田市におけるスポーツ振興を左右するような関係機関を一つにまとめた組織を作ろうということですので、そのように捉えていただいて結構かというふうに考えております。

○大下議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員

これからが正念場と言った、そういうことも含めて、まだまだ御苦労があろうと思いますし、ある程度、これまでの政策の論点というのをなかなか市民、あるいは議会も含めて、伝えにくかったという御指摘も随分あらゆるところでありますので、そういうことで、足踏みがないように、丁寧にその辺の取組をしていただきたいと思います。

今回この質問を出したのは、この5月に毎年これだけは行くという研修会へ、秋田議員もまたま御一緒だったんですが、そこの中に、財務官僚の人が、スポーツについてということで話をされて、財務官僚がこんな意識を持っておられるのかとびっくりしたんですよ。

だから、その観点で2番について、ちょっとお聞きしたいんですが、

これからは、先ほど教育長もおっしゃったように、楽しむスポーツというような視点も必要だという、そういったことが、かなり多くのその財務官僚の方の意見の中にあったんで、新たにこの計画の中にまちづくりとスポーツについて伺うというふうに書いてあります。これも広いんですけれども、教育長が持つておられる知見の中で、まちづくりとスポーツというのをどのように考えておられるか、それがどのようにこの計画に反映されているのかというのを改めてお伺いしたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長

これは、2番目ということではなくて、1番目の関連ということで捉えさせていただいてよろしいですか。

先ほども申しましたが、やはりスポーツというのは、楽しくなければ続かないというふうに思いますし、また楽しくなければ、スポーツをすることによる様々な成果というのも期待できないというふうに考えます。

したがいまして、今回の第2期の計画につきましては、国や県の指向性も踏まえ、スポーツは、する・みる・支えるという様々な形での自発的な参画、参加が必要ではないかということで、競技スポーツ、アスリートを育てるといったスポーツと、生涯にわたってスポーツに親しんで、自分の健康、あるいはそれを保持増進していく、そういった、いわゆる乳幼児と言えば少しオーバーかも分かりませんが、就学前の子どもたちから大人、高齢者まで幅広い層にわたって、スポーツに親しんでいただく、そのことを特には意識して作成をしたという考え方であります。

○大下議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員

本来は、(2)は、1、2、3、4、一緒に出したんですけど、一問一答にならんと言って、事務局に怒られましてね、無理やり分けた経緯もありますんで、ちょっと重複したり、そういう部分もあろうと思いますけども、お許しいただきたいと思います。

じゃあ、2番に入りたいと思います。

これらの先ほどの財務官僚の方がおっしゃった、アメリカのプレジャーに対して、日本の体育のイメージをどう変えるような計画になっていくのか、長期的なことを考えてということで、見直しも含めて、というふうな御答弁もありましたんで、こういった方向に、最終的にはつながっていってほしいなという思いで、とりあえず、振興計画見ましたが、そこまで踏み込んだ部分がなかなか、私には見て取れなかつたんですが、その辺のことを②で、まずはお伺いしたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長

プレジャーといったような言葉とスポーツの関係というのが、ちょっとこれまで私自身も疎いところがありまして、このたび分かる範囲の、ちょっと勉強させてもらったようなことなんですが、確かに御指摘のよ

うに、子どもたちが、とにかく遊ぶことを通して、飛んだり、跳ねたり、登ったり、逆に下りたり、そういった人間本来が持つてゐる冒険心といいますか、そういったことを、アメリカあたりはスポーツ教室あたりの一部を使って、大切にしているということを、いわゆるプレジャーでありますとか、プレジャートレーニングというふうに呼んでいるということを学びました。

そういう点におきましては、確かに、今回の振興計画を策定する段階で、少し意識が弱かったかなという思いも持っております。

しかし、先ほど申しましたように、今回意識したのは、そういった乳幼児、就学前の子どもたちから大人、高齢者までということを意識しましたので、今の少し弱い点あたりは、スポーツ推進委員の皆さん方でありますとか、あるいは、時には、外部講師を招聘して、親子でプレジャートレーニングといったような内容の講座、教室を開催するというようなことで、不足する部分につきましては、補つていければというふうに考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 今、御答弁いただいたことで、今後に生かしていただくというふうな御答弁であったと思いますので、それも踏まえて、次の3番に入りたいと思います。

その中で、インナー施策として、日常的に出歩き、体を動かし、スポーツできる環境、また、誰もが運動に親しみ、垣根なくコミュニケーションが取れる社会づくり、そして、地域包括ケアや学校のクラブ活動の地域移行をはじめ、地域ぐるみで取り組む枠組みの構築が、この計画で進展できるのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 インナー施策として、子どもから高齢者まであらゆる市民が健康で豊かな生活を送れるよう、幼稚期からのスポーツ体験や健康増進、生きがいづくりの観点で、計画を策定してきたということについては、先ほど述べさせていただいたとおりです。

その中の、特に重点としまして、市長のほうからの指示も出ておると申し上げましたが、地域ぐるみで取り組む枠組みとしては、安芸高田市スポーツ協会、これは、まだ仮称の段階ではございますが、その設立を現在進めております。

よくよく考えてみたら、この小さな安芸高田市において、サンフレッチェ、サッカーのトップチーム、あるいはユースあたりが身近に見れる、あるいはハンドボールで言いますと、日本のトップレベルの試合が、この安芸高田市で、毎年開催される。こういうことに市民が関わっていくことで、裾野を広げることで、トップチームあたりが、さらに活躍してくれる。そのトップチームの活躍を通して、この安芸高田市市民

がスポーツに親しんでいく。そういう循環を今回の計画あたりを1つの起爆剤としまして、安芸高田市に、将来、持続可能なスポーツ振興という形での位置づけができたらというふうに考えております。

○大下議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員

先般、山本数博議員の質疑の中に、今のサンフレッヂとか、ワクナガのハンドボールチームのことも少し触れられて、話がありましたんで、そこで多少理解も進んだところもあるんですが、その辺については、4番で改めてお伺いしたいと思いますし、その辺については、市長のお考えも少し伺いたいと思いますが、この3番の中で、学校クラブの活動の移行、中学校の統合の課題もありますけども、あるいは、いわゆるプレジャーというふうな中で、教育長もおっしゃった、小さいときからの運動をどんなふうに接点持っていくかということも含めて、学校のクラブ活動そのものが停滞するということは、子どもたちがスポーツに親しむ機会を失するということにもつながりかねないということもあるんですが、統合によって、それがどうなるかという意味では、人数が増えてそれができるということなんですが、その辺のことを踏まえた統合の中ですね、クラブ活動も視野に入れてというのは、随分出てきたと思うんですが、その辺はどのように、この中で考えていかれる気持ちで、この計画ができているのかというのをお伺いしたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長

今回のスポーツ振興計画の中で、あえて学校におけるスポーツ活動の充実という項を起こしております。

今、議員のほうからありましたように、現行の6中学校の部活動で言いますと、生徒たちがやりたい部活に入れない、あるいは、もう既にやりたいスポーツの部活が活動停止になってる、そういう現状がございます。現在、中学校の統合に向けては、説明会を続けておるところですが、このあたりでも、中学生の時期の、興味関心のかなり大きなウエートを占めます部活動、このあたりも統合することによって、かなりの部分、解決できる、子どもたちのニーズに合った部活動の展開ができるというようなところも、現在、丁寧に説明をしているところでございます。

それに併せて、部活動の地域移行と関連を付け、このたび設立を目指しております、そういう団体の支援なり、協力が、中学校の部活でも行ってもらえるような流れに持っていければというふうに考えております。

○大下議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員

今、統合の議論がされてる中で、あんまり深い議論をするつもりはありませんが、統合して全てがそれが課題が解決できるというもんではないというふうに、私は受け止めておるんですね。

その中で、ちょうど昨日の読売新聞に、学校クラブの運営について、静岡県の掛川市が、もう学校ではクラブしないという方針を出して、やられてる。掛川市という町と安芸高田市の地理的な条件とかいろいろ違うというのは、当然分かるんですが、もうそこまで判断をしていく国の流れになってるんかなという気がしましたんで、逆に言うたら、その原点は、教職員の皆さんのが、月、国の方針では45時間が、残業時間のアッパーですかね、それがもう100時間にもなってる人もおるということで、それを解消するために、特に、クラブ活動にその残業時間を取られてるということから、もう学校からそういうクラブを切り離していくという方針にされたということなんですね。

その中で、気になったメリットというのは、逆に子どもたちがクラブを選択できるという。ここにもたくさんの競技スポーツの団体がいらっしゃいますけども、そこらに自由に出入りできるようになるとかね、いう形で選択肢が広がっていく可能性は逆にあるんだというふうな読み取り方をしたんですけども、そうなればいいなという反面、安芸高田市の地理的条件で、それじゃあ子どもたちが学校から出て、そのクラブ活動するという環境が、どんなふうに結びつけていけるんかな、交通の利便性も含めて、時間的なことも含めて、そういうことに、もう動き始めたところもあるということなんですが、その辺を、今私が急に振ったんですけども、教育長として、どんなふうに受け止めて、聞いていただけたのかということをお伺いしたいと思います。

○大下議長

答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長

これは、教育委員会議等で議論したということではありませんが、私も個人的には、将来目指す方向は、学校で部活を実施しないという方向が理想かなというふうには考えております。

しかし、この安芸高田市で、それがすぐできるかといいますと、一つには、先ほど議員申されました交通の問題があります。もう一つは、これがある意味一番大きいかなというふうに考えておりますが、なかなか市民の皆さんとか、関係団体の皆さんで、夕方からの指導をしていただくということが、全ての部活動をカバーできるかというと、なかなかそこまではすぐにはいかないというふうに思います。

現在、教員の働き方改革ということの関連の中で、今年度は中学校1日5時間の時間割を試行しております。それは、働き方改革と、子どもたちに十分な部活動の時間を保障するということからです。

今年度、この1年試行を通して、成果・課題等を踏まえまして、5時間の時間割で可能だということになれば、そのあたりも、来年度以降、本格実施に向けて、さらに研究を重ねて、子どもたちの要望とか、要求を満たし、さらには、教職員の働き方改革も、達成できるという形で、この安芸高田市の実態を踏まえたならではの取組にできないかなということも考えておるところでございます。

○大下議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 一石を投じたというふうに受け止めていただければと思います。

この3番の中でもう一点、コミュニケーションとか、地域包括ケアとかいうことを書いてありますけども、ここは、市長部局のほうに少しお伺いしたいんですが。保健福祉のほうに関係してくるんですが、具体的にちょっと確認したいのは、この間の予算の中でも、湯の森の歩行プールがなくなつて、非常に残念だという話があつて、それによって、経営的なことも含めて、いろいろ議論がされておりましたが、今回、そういう調査をするというような意味のお話があつたと思うんですが、それはどんなふうに、今の時点ですよ、どんなふうに目指していくとされているのか、これにも関係してくるんだろうなと、今まで歩行プールという意味合いで言えば、保健的な意味合いも多かつたんで、楽しみながら体が作れるという、そういった思いで、私おりましたんで、私が意識が違えば、正していただければいいと思うですが、そういった湯の森なんかの取組というのも、こういったものにつながつてくる可能性はないんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 補正予算のところで挙げておりました、官民連携の関係のところで、たかみや湯の森を改修をして、そこをフィットネスジムであつたり、健康づくりとそれと絡めたような、そういうふうなことが、民間事業者の力を使って、軌道に乗せることはできないかという案件でございました。

これは、大きくは、市外の方にこちらに来ていただくときの、基本は、あそこは観光施設でありますので、そういう方に新たな魅力として、というふうなことで、それを組み合わせるようなことができないかということを考えるのが主眼であります。

ただ、これを市民の皆さん健康づくりのほうにとか、それから、子どもたちの健康づくりとか、といった観点でというふうなことは、副次的にはあるかもしれません、あの当初から想定しているものではありません。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 今の点は、また今後いろいろと聞かせていただく場があると思いますんで、4番に入りたいと思います。

アウター施策として、スポーツを通じて、稼ぐ力の向上や、交流人口の拡大を図れる計画が、このスポーツ振興計画の中に読み取れるかどうかというのを、読み取れたんですけども、もう少し具体的に、近々の課題解決、そういったものがどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

- 大下議長 答弁を求めます。
- 石丸市長。 まず、そもそもその話なんですが、この計画は、基本的に市民を対象としています。
- アウターという言葉もあったんですが、基本的にはインナーですね、スポーツを通じて、市民に豊かな生活を提供するのが主眼です。ただし少子高齢化が進む中、ほかの分野と全く同じなんですが、市内だけで完結する、させるというのは、もはや難しいんだと思います。その意味では、このスポーツ振興においても、外部の力を巻き込みながら、取り組んでいく、その工夫が必要だと認識をしています。
- その意味では、サンフレッヂ広島のブランド力というのが顕著ですし、そのほかにも、例えば、BMXなどの幅広いスポーツが、安芸高田市内にはありますので、それらを市の魅力として位置づけようというが、この計画には含まれていると解釈しています。
- 大下議長 答弁を終わります。
- 熊高議員。 市長の施策を見ておって、神楽が一番分かりやすく、これまで見てきたんですけども、東京から大阪に持っていく、周辺地域の首長さんに全て連絡を取って、協力を仰いだ。さらには、北広島町、三原市、そういった毛利元就の3本の矢、今年はそういう因縁もありますけども、そういったことをうまく組み合わせて、大阪公演というのは成功になったんだろうなという気はします。さらには、万博につなげていくというところまで見据えての取組なんで、一定の成果として出てくるんだろうなというのを、興味深く見せていただいております。
- そういう意味では、サッカーというのも、ほぼ毎回、市長は、見にいかれたり、あるいは、何とかビューライブとか、そういうもので関係をされたり、そこまで出んでもいいのにというぐらい、関係を作つていかれて、社長さん、度忘れしましたけども、仙田社長さんね。仙田社長さん、三次で講演会を聞いたことがあるんですが、あの人の持つるいわゆるポテンシャルといったほうがいいのかどうか。1回安芸高田市で、仙田社長の講演をしていただきたいなと思うぐらいすばらしい講演だったんで、ぜひともそれも含めて、サッカーの魅力というのを、戦後の歴史からずっと、広島サッカーというのがあるというのを、聞かせていただいて、それを聞けば、なおファンになるんじゃないかなという気がしましたんで、そういうことも含めて、多分御存じだと思うんで、そのサンフレッヂの使い方というのは、芝生を直したりとかいうんで、迎え入れる形を今、ハードとして作っておられますけども、それを交流人口につなげていくんだろうと思いますが、その辺の見通しというのをどのように考えて、このサッカーに限って言えば展開されるのか、お伺いしたいと思います。
- 大下議長 答弁を求めます。

○石丸市長

石丸市長。

まず、私のサンフレッチェに対する関わり方なんですが、熱烈なサッカーファンでも特にはなく、サンフレッチェもおそらく人並みぐらいにしかあまり興味、関心を持っていませんでした。

それが、今このように活動しているというのは、徹頭徹尾、市長としての役割を果たそうとその意思に基づいています。

市長として、サンフレッチェ広島と何か連携しようというんであれば、最低でも、これぐらいは、それこそ口だけではなくて、行動で、態度で示すべきだろう、その思いに基づいて動いています。

個人的に試合を観戦しにいくのもそうですし、パブリックビューイングにいるのも、もちろんそうです。その姿勢そのものが、サンフレッチェ広島に対するメッセージになるので、そのように行っています。

なぜそこまでするかなんですが、先ほど既にもう熊高議員が述べてくださいましたとおりです。サンフレッチェ広島というJリーグ開幕以来のオリジナル10に名を連ねているビッグチームです。今回の日本代表にも、2人選ばれています、当初。それだけの名誉ある地位を占めるスポーツチームの地元であるわけです。

これまで、あまりにも距離があったのかなという反省さえするところですが、そうではなく、うまくこのサンフレに乗つかっていく、それによって、安芸高田市もまた大きく高く跳べるんだと思います。

幸いにして、来シーズンから新スタジアム、これが完成し、恐らく普通に考えて、より一層サンフレッチェへの熱は盛り上がっていくと思います。そうしたときに、それらの地元にある、これは気持ちの面だけではなく、多分にですね、経済的な恩恵をこの町にもたらすと確信をしていますので、これまでどおり、これからも、サンフレッチェ広島を応援していくこうと考えています。

○大下議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員

仙田社長さんとも直接話をしたことも、たまたま機会があつたりして、仙田さんの人柄というのは、すごい熱心で、情熱的だなというふうに思いましたが、下手を待っておれば、仙田社長の出身の上下に、この吉田のサッカー公園のマザータウンとしての位置づけが取られるんじゃないかなというぐらいのここまでいったというふうに、広島市内の人々に随分聞きました。

でも、そこを踏ん張ったのは、そういう取組の影響もあるんかななどいうこともありますし、ぜひ来てくださいと。選手が、ここは嫌だとか言ったことも、SNSに載ったりして、訂正したり、謝罪もしたりということもあったようですが、やはり、その熱心さがそういう上下に行かずこっちは踏ん張ってくれ、踏みとどまってくれたということですね、陰ながら聞かせていただいて、よかったですという思いが、地元としてはしますんで、そういう意味で、先ほども出てきましたワク

ナガさんもそういう形を今後続けていかれるんでしょうし、BMX、あるいはカヌーも世界的な選手がいらっしゃるし、そういうことに本当に恵まれておるんだなということで、この4番の部分は、安芸高田市は、本当に取り組み方次第で、随分関係人口というか、安芸高田市民として誇りを持って、この各スポーツを伝えていけるということがありますんで、その辺を大きな展開として、スポーツという、今回テーマで質問してますから、その辺の市長としてのビジョンというのは、どのように持っておられますか。

○大下議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

なかなか難しい御質問ではあるんですが、ビジョンとしては、やはりともかくにも、この前段で、永井教育長から説明があったとおりかと思います。

ともかくにも、スポーツをみんなで楽しむという、これに忠実になっていくべきだろうと、していくべきだろうと思います。

どういうことかと言うと、日本人の多くは、スポーツを体育の中で、学ぶ、知る機会がほとんどかと思いますが、体育はですね、残念ながら、私の認識では、楽しむようにできていません。遡れば、明治開国来、富国強兵のために組み込まれたシステムであったはずです。楽しいわけがありません。有無を言わさず習慣化する、そこが主眼でしたので、プレイヤーからは随分離れている。

そうではなく、楽しむ、例えば、やってのもあるのであれなんですが、マラソン大会とかですね、あんなんさせられたら、走るの嫌いになりますよ。

そうではなくて、やりたいことを基本はやらせてあげる。で、やりたいと思ってないシチュエーションにおいても、やってみたいなと思わせてあげる。これが、まずは、教育においては必要だと思いますし、それは学校に限らずです、生涯学習の中においても、興味関心を何歳になつても持てるようにしていく、それが基本的に大事な話だと思っています。

その意味で、先ほど来、サンフレをはじめ、湧永、あとは、BMX、カヌー、もちろありますが、どれであっても、何歳でも、興味関心が持てる、持ち得る対象だと思いますので、それらをしっかりと市民に知つてもらえるように、市としては伝えていく、これが大事なんだと、そのようにビジョンを持っています。

○大下議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員

スポーツクラブのことも含めて、もっと聞きたいことあるんですが、また次回に譲るとして、今、市長がおっしゃったような方向にこの計画はいけるように、ぜひとも推進していただきたいということで、大きな1番を終了し、2番のほうに移りたいと思います。

生理の貧困について。

(1) 番、女性は生涯で85万円ほど生理用品に出費しているというデータがあります。また昨今では、生理の貧困という言葉が使われており、経済的理由で生理用品の購入が困難になったことをSNS上で訴える、#生理の貧困が話題になりました。

国会でも、度々取り上げられるようになっておりますが、安芸高田市の教育現場として、その実態をどのように捉えているのか、まずはお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 市内小中学校におきましては、経済的な理由で児童生徒が生理用品を持ち合わせてないケースは、確認をしておりません。ただし、同じ子が、学校に常備する生理用品を頻繁に利用するなどのケースが、今後ある場合は、経済的困窮や、いわゆるネグレクト、育児放棄といった視点での配慮する必要がある事案だというふうに考えております。

○大下議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 関連した質問もありますので、2番のほうに入りたいと思います。

学校などで、生理用品支給などの実態はどのような状況でしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 全ての小・中学校において、保健室に常備し、教員が必要な児童生徒に直接手渡ししております。

学校常備の生理用品を利用する頻度は多くありませんが、急に必要となつた、準備していたが、足りなくなつたといった理由で利用している実態は少しあります。

○大下議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 基本的には、これまでそれでよかつたんだと思いますけども、いろいろ聞いていますとですね、私もびっくりしたんですが、当然、女性トイレ、私入ることができませんので、高宮のリージャスのゴルフ場がありますよね。これはもう20数年たちますけども、ある人に聞いたら、もう開所当時から、女性のトイレには、生理用品が置いてありましたよという、あそなんですかと言って、聞いたんですね。

いろいろ聞いてみると、特に小学生の発達というのも、随分、今早くなつてますから、いつどういうふうに起きるか分からぬといふのも、一つあるんだと思いますね。

さらには、もう、その生理がある学生、子どもたちによれば、逆にいつも変えていきたいと、衛生的にも不衛生であるし、気持ちが悪いっていうのもあるんでしょう。ある学校では、男子生徒に、その生理用品をつけて、一晩過ごしてみなさいというような体験をさせたということもあるんですね。それぐらい、この生理ということに対しての関心は高い

のだけれども、なかなか、私がこういう場でこういうふうに言うこと自体が、熊高、どうなつとるんやって言われそなぐらいの内容なんですが、それぐらい、よくよく考えてみると、この生理の問題というのは、女性特有だけの問題じやないというふうに捉えていく必要があるんですね。

だから、保健室じやなしに、トイレに置いとくことによって、これも聞いたんですけども、もしトイレに座って、生理が始まりそうだというときに、保健室へ行って、また、ズボンを上げて、保健室へ行って、ちょっとなりそなんで、くださいという。これ自体も、そこの保健室に男子生徒がおったりしたら恥ずかしいかも分からんし、いろんな状況があって、自分がその場で処理できる形というのは、やはり、トイレに常設してあるというのが一つの流れじやないかなという気がするんですね。そこまで踏み込んで考えていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 今後ですね、学校、養護教諭でありますとか、教職員全員とそのあたりのところも機会を見つけて、協議はしてみたいと思います。

ただ、先ほど申しましたように、この生理の貧困ということが呼ばれ始めたのが、いわゆるコロナが感染拡大てきてからというふうに言われております。

市内においては、先ほど申しましたように、そこまで利用頻度が今のところ高くないということ。それから、生理の貧困が起こる理由としては、一つには経済的貧困、それからもう一つが、知識や人間関係の貧困というふうに言われております。したがいまして、具体的に、女子トイレに生理用品を整備する、配備するというのも一つの方法かも分かりませんが、経済的貧困ということについては、学校教育では、なかなか、もちろん取り組みにくい内容でございますが、とりわけ知識でありますとか、いわゆる人間関係、子どもたちの集団づくりの貧困といったような、こういったところの視点は、現在の取組をさらに充実していくのは、当然の取組というふうに考えておりますので、まずこのあたりから、このいわゆる生理の貧困、具体的には、トイレへの備え付けというようなことについて、機会を見つけて、早急に学校の教職員のほうと議論をしてみたいというふうに思います。

○大下議長 答弁を終わります。

熊高議員。

教育長、生理用品1個幾らぐらいの単価になるか御存じですか。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 私の知識が間違ってなかつたら、物によって違うんだろうと思いますが、300円から400円というふうに理解をしております。まとめて買って

の話ではございます。でも、自分でちょっと買ったことはありません。

○大下議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 お答えにくい御答弁を頂きましたが、だから、1個で言えば15円ぐら  
いだそうですよ。だから、多くの皆さんに聞いた中で、貧困という言葉、  
生理の貧困という言葉で、今回、こういった状況が生まれてきておるけ  
ども、それも一つでは当然あるけども、さらにその裏側、奥深くいろんな  
ものが横たわっておるんだというのが、これで見えてきたんだと思う  
んですよ。だから、そういったところを踏まえて、これは早急に対策を  
していただか必要があると私は感じたんで、あえてこういう場に、この  
お話を出してきたんで、時間を置かずに、できることはすぐやっていた  
だきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

くどいようですが、今この場ですね、すぐ置くということについては、発言を控えたいと思います。やはりこういったことも、まずは、日常的に子どもたちと日々生活をしております、学校のいわゆる先ほど言いました、担任もそうですが、とりわけ保健室養護教諭あたりが、現状をどう捉えて、何を希望しておるかといったところを、議論をしてみたいと思います。その結果としてですね、学校現場もトイレへ備え付けることについて、希望が多いということになれば、またその段階で判断をしていきたいというふうに考えます。

○大下議長 答弁を終わります。

続けて、答弁がありますので、石丸市長。

○石丸市長 基本的には教育委員会にその対応はお任せしますし、現場での状況を  
踏まえて、そのとおりだと思います。

一方で、私の立場からお伝えをしておきたいのは、生理の貧困というのは、ごくごく一部の現象を指した問題だと捉えています。すなわち保健室やトイレで困っている、それは確かなんですが、その背景に何があるのかを、やはりしっかりと考えるべきだろうという思いです。今のトイレに設置するというのは、いわゆる対症療法ですよね。ただ、それを繰り返したて、その困ってる根本はなくならないので、その意味では、根本を治療する、問題を解決する、ここで言えば、貧困そのものですし、もう一つの要素で言えば、女性の社会的地位だと思います。

先ほどは、熊高議員が、他意はないとは思うんですが、この場で発言  
することに、ちょっと抵抗があるというような物言いをされたんですが、  
私は全くそんなことはないと思いますし、そのように思う必要はない、  
思ってもならないんじゃないかな、これぐらい思います。

なぜならば、今、申し上げたとおり、貧困であり、女性の地位の問題  
だからです。

その意味では、対症療法もできることはやつたらいいんですが、より

深いところで、市政として、我々は考えていかなければならぬ、そのように判断をしています。

○大下議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 私は生理のことについて、発言するのは初めてですから、そんなふうに少し控え目に言ったつもりなんですけども、じゃあ、次の3番にいきたい…。

○大下議長 熊高議員に申し上げます。

約1時間たちましたので、休憩を、14時5分まで休憩といたします。

失礼しました、16時5分までです。

~~~~~○~~~~~

午後3時56分 休憩

午後4時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、一般質問の続きを発言を許します。

熊高議員。

○熊高議員 (3)番に入りますけど、入る前に、先ほど休憩中に、仙田社長がふるさと応援の会の25日に講演されるというの、私、上っ面しかみてなかつたもんで、大変失礼しましたが、楽しみに聞かせてもらいたいと思います。

じゃあ(3)番に入ります。

学校などでは、生理等を教育としてどのように対応しているか。

これについても、先ほど市長も少し触れられたというふうに、私は受け止めたんですが、やはり、生理とかそういうことも含めて、性について関係する、日本人といいますかね、そういう社会的な風習、そういったものも含めて、まだまだオープンになってないというのもあるんで、そこらが先ほどの生理用品の扱いにも影響してくるのかなという気がしておりますので、学校として、そういう観点でいろいろ教育をされているのかどうか、あるいは、ジェンダーとかLGBTQとか、いろいろそういう性の性差についてもいろいろありますので、そこらも一緒に教育というのをするほうが、視点としては重要になってくるかなという気がしますんで、そういう意味で、(3)番をお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 生理の仕組みや、生理の悩みについては、性別を問わず、正しく理解することが必要と考えています。

このことに立ち、現在、学校では、性に関して、男女一緒に、集団で、一律に学習する場面を原則としています。中には、個々の状況に応じ、個別に指導する場面も当然あります。

単に知識だけの学習にとどまらず、子どもたちが生涯にわたって、正

しく判断し、適切な行動が取れるよう、指導に努めておるところでございます。

○大下議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 なかなかいろいろ、見方、考え方というのはあると思いますけども、若い保護者のお父さんの立場で言えば、生理について一緒に考えるとか、勉強するとかいったことは、世代としてのギャップもあるんでしょうけども、そういうことも含めて、まだまだ十分でないというふうに言い切ることが多いんですね。

だから、子どもたちのそういう生理とか性の教育、併せて、保護者も含めた教育というんですかね、勉強会というんですか、そういったものの取組というのを仕掛ける必要があるんだと思うんです。子どもたちだけでは十分じゃないと思うんで、そういうことも含めて、取組の意欲をお聞きしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 市内小中学校全て一律ということではございませんが、現在行っています学年PTCでありましたり、PTAの研修会等におきまして、こういった性に関わっての課題等を取り上げておる学校もございます。

当然、当事者だけの問題ということではありませんので、今、議員御指摘いただいたことについては、今後も考え方として大切にしていきたいと思います。

ただ、子どもたちは、順応性があるなというふうに思いますのは、先ほど申しましたように、かつては、女の子だけが集められて別に指導を受けるというようなことがありましたが、今日では、もう原則、男女合同で一緒にというようなことをやってますので、結構小学生あたり、開放的で、随分いい方向での生活態度が見られるようになってきてるんではないかなというふうにも捉えておるところでございます。

○大下議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 非常に視点の広いというんですか、取組の範囲が広いと思いますけども、先ほど言いましたように、男性の生徒が、女性の生理用品をつけて、過ごすような経験をさせる学校もあるようですから、いろんな状況を把握しながら、よりよい、そういう理解を深める場を作っていただくようなことを希望していきます。そういうふうに、今答えられたと思うんで、改めて質疑としては言いませんけども、取組を期待しております。

3番になります。

財政自立と地域活力について、(1)として、2023年5月28日の読売新聞の1面2面に大阪大学名誉教授猪木武徳先生が、地球を読むの中で、「地方自治と外交」と題して、論じておられました。その中で、地方自治体の財政自立があってこそ、地域活力が生まれると述べておられる。

これに照らしたとき、安芸高田市の現状について、石丸市長は、このようなことを自覚して政策を、考えているように受け止めていますが、改めて、市長の考え方をお伺いします。

○大 下 議 長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

難しい議論は歓迎するところではありますが、いきなりこれを聞かされた方にとっては、何の話か分からぬところもあるかと思いますので、簡単にその記事御紹介したいと思います。

国際関係においては、2つの「り」が大事だという主張です。利益の利と道理の理ですね。理科の理です。

これらが、双方指向的であり、表裏一体だというお話をしました。損得勘定で動くというような描写もあったかと思います。要は、損か得か、それだけ考えぬくんだと。ただ、そのためにはです、福沢諭吉が、文明論の概略の中で、のために「利」を争うと、利益のために、理屈、道理を争ってるんだというまとめ方をされています。その紹介です。

それを地方と国との関係に落とし込めば、地方は、財政的に自立できないから、意思決定も自立できないんじゃないかと、そのような問題意識であったかと思います。

自覚云々という話があったんですが、今触れたとおり、これはもう常識、当たり前の話だと思います。その上で、私から申し上げるのは、その前段にあった2つの「り」ですね、これは、市長就任以来、特に大事にしてきたところです。

合理的であり、同時に効率的である2つの「り」、これなかりせば、政治というのは、立ち行かなくなります。医者にとって、医学知識が必須の条件であるように、政治家において、経済的な思考というのは、同様に、必ずやるものだと思います。

その意味で、2つの「り」、これを中心に据え、これまで市政を行つてきました。

○大 下 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員

ちょっとせこい質問の仕方をさせていただきました。質問に時間が取られるのを省いて、市長は多分そんなふうに読み解いて説明されるだろうなと思って、案の定うまく説明いただきましてありがとうございました。

私が何を申し上げたいかというと、この間、川根の梶矢の地域で地域懇談会を初めてだというふうに市長がおっしゃったように、初めてだったんでしょう。そこで、70代後半のちょうど常会長を、御主人が亡くなつて、常会長を受け入れて、お世話をしていた女性ですね、「石丸さんは大変なときに、あえて市長になったんですね。」というふうにおっしゃったです。「何でこんな大変なときに受けたんでしょうか。」と。その言葉が印象に残ったんですよね。

誰がやっても大変なのに、あえてそれを受けたというのは、よっぽどこのままじゃ安芸高田市が駄目になるという思いだったんだろうなということをおっしゃったんですね。

あえて悪者になるんだというような言い方を、あのときもおっしゃったと思うんですが、僕は、「私は悪者になってこの改革というのはやり遂げるんだ」というふうなこともおっしゃって、そのことも、その女性は受け止めて、「やっぱり聞いて知るということは大事だな。」というふうにおっしゃったんですね。それが、この記事とある意味、私は同義的に感じたもんですから、安芸高田市の、特に川根の小さな集落の皆さんでも、そんなふうに受け止められたということが、私は嬉しかったんですよ。

で、この先ほど市長もおっしゃった、この記事の内容、やっぱり世界、あるいは長い歴史の中でも、同じことの繰り返しをしてるんだなということをね、受け止めたんで、そのことをぜひともこの新聞記事が、いつあるというのを書いておけば、皆さんも読もうと思えば読めるわけですから、ぜひともこれ読んでほしいという思いも込めてですね、改めて市長のその立ち位置の考えを聞いたんで、市長をうまく使い過ぎて申し訳なかったんですが、そういう形で聞かせていただいたんで、その棍矢の地域の懇談会で何か感じられたことがあれば、改めてお伺いして終わりたいと思います。

○大下議長

答弁がありますか。

石丸市長。

○石丸市長

棍矢での地域自治懇談会は、時間にして1時間半ちょっとだったかと思いますが、その中でいろんな質問を頂いて答えました。かなりの意見交換ができたと思います。

その意見交換を通じて、今お話くださったような市民の理解が深まった面があったのかなと受け止めています。そこで、私が感じたのは、やはり市民の方に認識していただく、その上で理解していただく、この重要性です。

かなりのツールを使って、市民の方に向けて情報発信をこの3年間してきたところではありますが、まだまだ認識、そして、理解は足りないと思っています。先ほど何でこんな大変なときに引き受けたんだろうというような市民の方の声の紹介もあったんですが、ここで手を打たねば本当にもう手遅れだと思います。ラストチャンスです。当たり前ですが、私の下の世代が、もう当たり前に普通に、安芸高田市内には存在します。私がこれまで受けた恩を返すというのももちろんですが、それだけではなく、むしろこれから世代にですね、きちんとこの地域、まちを社会だけでなく、文化、幅広い行政という器、それを残すのが我々世代の責任だと思っていますので、その意味で取り組んできましたし、その一つの成果を感じられたというのが、先日の懇談会の私の収穫であったと思っています。

○大下議長 以上で、答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高議員 以上で、質問を終わります。

○大下議長 以上で、熊高議員の質問を終わります。  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は、6月29日午前10時に再開いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員